



# 三重県公報

令和6年3月29日(金)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
29	三重県行政組織規則の一部を改正する規則	( 総 務 課 )	2
30	三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則	( 同 )	16
31	三重県知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則	( 同 )	52
32	三重県公印規則の一部を改正する規則	( 法 務 ・ 文 書 課 )	53
<b>人 事 委 規 則</b>			
	三重県人事委員会規則12-4 (管理職員等の範囲を定める規則) の一部を改正する規則	( 人 事 委 員 会 )	53
<b>人 事 委 告 示</b>			
1	労働基準法による適用事業所分類表の一部改正	( 人 事 委 員 会 )	55
<b>訓 令</b>			
3	三重県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令	( 総 務 課 )	55
4	三重県法令審査会規程の一部を改正する訓令	( 法 務 ・ 文 書 課 )	56
5	三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令	( 同 )	57
6	三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令	( 人 事 課 )	58

規 則

三重県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十九号

三重県行政組織規則の一部を改正する規則

三重県行政組織規則(平成十四年三重県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章 (略)	第一章 (略)
第二章 本庁	第二章 本庁
第一節・第二節 (略)	第一節・第二節 (略)
第三節 課等の設置及び分掌事務	第三節 課等の設置及び分掌事務
第一款〜第三款 (略)	第一款〜第三款 (略)
<b>第四款 防災対策部の課等及び分掌事務(第八条</b>	<b>第四款 防災対策部の課及び分掌事務(第八条の</b>
<b>の二)</b>	<b>二)</b>
第五款〜第七款 (略)	第五款〜第七款 (略)
<b>第八款 農林水産部の課等及び分掌事務(第十二</b>	<b>第八款 農林水産部の課及び分掌事務(第十二</b>
<b>条)</b>	<b>条)</b>
第九款〜第十一款 (略)	第九款〜第十一款 (略)
第四節・第五節 (略)	第四節・第五節 (略)
第三章 地域機関	第三章 地域機関
第一節・第二節 (略)	第一節・第二節 (略)
第三節 法第百五十八条第一項の地域機関	第三節 法第百五十八条第一項の地域機関
第一款〜第六款 (略)	第一款〜第六款 (略)
<b>第七款 削除</b>	<b>第七款 児童相談センター(第五十三条の二・第</b>
	<b>五十三条の三)</b>
第八款〜第十五款 (略)	第八款〜第十五款 (略)
第四節 (略)	第四節 (略)
第五節 公の施設を管理する機関	第五節 公の施設を管理する機関
第一款〜第三款の五 (略)	第一款〜第三款の五 (略)
<b>第四款 女性相談支援センター(第七十四条・第</b>	<b>第四款 女性相談所(第七十四条・第七十五条)</b>
<b>七十五条)</b>	
第五款〜第十六款 (略)	第五款〜第十六款 (略)
第六節 (略)	第六節 (略)
第四章 (略)	第四章 (略)
附則	附則
(定義)	(定義)
第二条 (略)	第二条 (略)
2 この規則において「地域機関」とは、次に掲げるものをいう。	2 この規則において「地域機関」とは、次に掲げるものをいう。
1 (略)	1 (略)
<b>一 法第百五十八条第一項の規定に基づき設ける次の内部組織</b>	<b>一 法第百五十八条第一項の規定に基づき設ける次の内部組織</b>
<b>東京事務所</b>	<b>東京事務所</b>

<p>関西事務所 計量検定所 消防学校</p> <p>中央農業改良普及センター 保健環境研究所 林業研究所 工業研究所 農業研究所 畜産研究所 水産研究所</p> <p>三 (略)</p> <p>第六条 総務部に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一 十三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 県議会に関すること。</p> <p>二 八 (略)</p> <p>4 11 (略)</p> <p>12 財政課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>13 17 (略)</p> <p>第七条 政策企画部に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>三 人口減少対策課 四 人材確保対策課 五 (略)</p> <p>六 七 (略)</p> <p>2 政策企画総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 関西事務所に関する事。</p> <p>3 企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 三重県総合教育会議に関する事。</p> <p>六 高等教育機関の振興に関する事。</p> <p>七 (略)</p> <p>4 人口減少対策課の分掌事務は、人口減少対策の推進に関する事とする。</p> <p>5 人材確保対策課の分掌事務は、人材確保対策の推進に関する事とする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>関西事務所 計量検定所 消防学校 児童相談センター</p> <p>中央農業改良普及センター 保健環境研究所 林業研究所 工業研究所 農業研究所 畜産研究所 水産研究所</p> <p>三 (略)</p> <p>第六条 総務部に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一 十三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>4 11 (略)</p> <p>12 財政課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 県議会に関する事。</p> <p>二 六 (略)</p> <p>13 17 (略)</p> <p>第七条 政策企画部に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>三 (略) 四 人口減少対策課 五 六 (略)</p> <p>2 政策企画総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 三重県総合教育会議に関する事。</p> <p>七 高等教育機関の振興に関する事。</p> <p>八 (略)</p> <p>九 地域防災総合事務所及び地域活性化局に関する事(政策企画部の所管に属するものに限る。)</p> <p>3 企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 人口減少対策課の分掌事務は、人口減少対策の推進に関する事とする。</p>
--	--

71・81 (略)	61・71 (略)
第八条 (略)	第八条 (略)
2～7 (略)	2～7 (略)
8 地域づくり推進課の分掌事務は、次のとおりとする。	8 地域づくり推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
一～四 (略)	一～四 (略)
五 叙勲に關すること(市町に係る地方自治功勞(地縁による団体功勞者に限る。))に關するものに限る。	五 (略)
六 (略)	五 (略)
9 (略)	9 (略)
10 市町行財政課の分掌事務は、次のとおりとする。	10 市町行財政課の分掌事務は、次のとおりとする。
一～七 (略)	一～七 (略)
八 叙位及び褒章に關すること(市町に係る地方自治功勞に關するものに限る。)	八 叙位、叙勲及び褒章に關すること(市町に係る地方自治功勞に關するものに限る。)
九 叙勲に關すること(市町に係る地方自治功勞(地縁による団体功勞者を除く。))に關するものに限る。	九 (略)
十～十四 (略)	九～十三 (略)
11～14 (略)	11～14 (略)
第四款 防災対策部の課等及び分掌事務	第四款 防災対策部の課及び分掌事務
第八条の二 防災対策部に、次に掲げる課等を置く。	第八条の二 防災対策部に、次に掲げる課を置く。
一～五 (略)	一～五 (略)
六 南海トラフ地震対策プロジェクトチーム	六 (略)
七 (略)	六 (略)
2 防災対策総務課の分掌事務は、次のとおりとする。	2 防災対策総務課の分掌事務は、次のとおりとする。
一～八 (略)	一～八 (略)
九 三重県防災・減災アクションプランに關すること。	九 地震、津波、風水害等対策に係る計画に關すること。
十・十一 (略)	十・十一 (略)
3 (略)	3 (略)
4 災害対策推進課の分掌事務は、次のとおりとする。	4 災害対策推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
一～三 (略)	一～三 (略)
四・五 (略)	四 防災訓練に關すること。
5 災害即応・連携課の分掌事務は、次のとおりとする。	五・六 (略)
一・二 (略)	5 災害即応・連携課の分掌事務は、次のとおりとする。
三 防災訓練に關すること。	一・二 (略)
四 (略)	三 (略)
6 (略)	6 (略)
7 南海トラフ地震対策プロジェクトチームの分掌事務は、南海トラフ地震対策の推進に關することとする。	7 (略)
8 (略)	7 (略)
第九条 医療保健部に、次に掲げる課等を置く。	第九条 医療保健部に、次に掲げる課等を置く。
一～四 (略)	一～四 (略)
五 国民健康保険課	五 (略)
六 (略)	六 感染症情報・検査プロジェクトチーム
	七 医療体制整備・調整プロジェクトチーム

<p>七 (略)</p> <p>八・九 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>八 宿泊・自宅療養プロジェクトチーム</p> <p>九 (略)</p> <p>十 国民健康保険課</p> <p>十一・十二 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>6 国民健康保険課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 国民健康保険事業特別会計の運営に関すること。</p> <p>二 福祉医療費助成制度に関すること。</p> <p>三 三重県国民健康保険運営協議会に関すること。</p> <p>四 三重県国民健康保険審査会に関すること。</p> <p>五 三重県後期高齢者医療審査会に関すること。</p> <p>六 国民健康保険法（昭和三十二年法律第百九十二号）の施行に関すること。</p> <p>七 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）の施行に関すること。</p>	<p>6 感染症対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 新型コロナウイルス感染症対策に係る企画立案及び総合調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</p> <p>三 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種及び医療機関等への物資の支援に関すること。</p> <p>四～七 (略)</p>
<p>7 感染症対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二～五 (略)</p> <p>六 予防接種法（昭和三十二年法律第六十八号）の施行に関すること。</p>	<p>7 感染症情報・検査プロジェクトチームの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症に係る患者情報等の収集及び公表、情報分析並びにクラスター対策に関すること。</p> <p>二 新型コロナウイルス感染症に係る検査の推進に関すること。</p>
<p>8 (略)</p>	<p>8 医療体制整備・調整プロジェクトチームの分掌事務は、新型コロナウイルス感染症患者の病床確保、臨時応急処置施設及び入院調整に関することとする。</p> <p>9 宿泊・自宅療養プロジェクトチームの分掌事務は、新型コロナウイルス感染症患者の宿泊療養施設及び自宅療養に関することとする。</p>
<p>9 (略)</p>	<p>10 (略)</p> <p>11 国民健康保険課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 国民健康保険事業特別会計の運営に関すること。</p> <p>二 福祉医療費助成制度に関すること。</p> <p>三 三重県国民健康保険運営協議会に関すること。</p> <p>四 三重県国民健康保険審査会に関すること。</p> <p>五 三重県後期高齢者医療審査会に関すること。</p> <p>六 国民健康保険法（昭和三十二年法律第百九十二号）の施行に関すること。</p> <p>七 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）の施行に関すること。</p> <p>12 (略)</p>

10 業務課の分掌事務は、次のとおりとする。

一〜五 (略)

六〜十七 (略)

第九条の二 子ども・福祉部に、次に掲げる課を置く。

一〜六 (略)

七 児童相談支援課

八 家庭福祉・施設整備課

2・3 (略)

4 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

一〜六 (略)

七〜二十四 (略)

5 障がい福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

一〜二十二 (略)

二十三 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成三十年法律第四十七号)の施行に関する  
こと。

二十四 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関  
する法律(令和元年法律第四十九号)の施行に関す  
ること。

二十五 障害者による情報の取得及び利用並びに意  
思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和四年法  
律第五十号)の施行に関すること。

6 少子化対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

一〜七 (略)

八・九 (略)

7 子どもの育ち支援課の分掌事務は、次のとおりとす  
る。

一〜三 (略)

四 母子保健対策の推進に関すること。

五〜七 (略)

八〜十 (略)

8 児童相談支援課の分掌事務は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三・四 (略)

13 業務課の分掌事務は、次のとおりとする。

一〜五 (略)

六 ライフイノベーションの推進に関すること。

七 みえメデイカルバレー構想の推進に関すること。

八 みえライフイノベーション総合特区計画の推進  
に関すること。

九〜二十 (略)

第九条の二 子ども・福祉部に、次に掲げる課を置く。

一〜六 (略)

七 子ども福祉・虐待対策課

2・3 (略)

4 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

一〜六 (略)

七 ユニバーサルデザインのまちづくりの総合調整  
及び啓発に関すること。

八 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進  
条例(平成十一年三重県条例第二号)の施行に関す  
ること(他部の所管に属するものを除く)。

九 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進  
協議会に関すること。

十 三重おもいやり駐車場利用証制度に関すること。

十一〜二十八 (略)

5 障がい福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

一〜二十二 (略)

6 少子化対策課の分掌事務は、次のとおりとする。

一〜七 (略)

八 三重県いじめ調査委員会に関すること。

九・十 (略)

7 子どもの育ち支援課の分掌事務は、次のとおりとす  
る。

一〜三 (略)

四〜六 (略)

七 母子保健対策の推進に関すること。

八〜十 (略)

8 子ども福祉・虐待対策課の分掌事務は、次のとおり  
とする。

一・二 (略)

三 性別に基づく暴力等への取組に関すること。

四・五 (略)

五	児童虐待防止事業の推進に関すること。	
六	児童相談における法的対応の支援及び調整に関すること。	
七	児童相談に係る人材育成に関すること。	
八	各児童相談所の事案に対する助言及び専門的指導に関すること。	
九	警察、教育委員会等関係機関との連携強化に関すること。	
十	市町の相談体制強化の支援に関すること。	
十一	市町における児童相談に係る人材育成の支援に関すること。	
十二	市町要保護児童対策地域協議会の支援に関すること。	
十三	各児童相談所における危機管理対応の調整に関すること。	
十四	家庭的養護の推進に関すること。	
十五	児童福祉施設等の入所調整に関すること。	
十六	施設入所後における児童の自立支援及び権利擁護に係る支援、調整等に関すること。	
十七	児童の心理診断及び療育手帳の判定支援に関すること。	
十八	三重県いじめ調査委員会に関すること。	
十九	(略)	六 (略)
		七 児童相談センターに関すること。
		八 女性相談所に関すること。
		九 国児学園に関すること。
二十・二十一	(略)	十・十一 (略)
		十二 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の施行に関すること。
		十三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の施行に関すること。
二十二	(略)	十四 (略)
		十五 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)の施行に関すること。
		十六 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)の施行に関すること(ひとり親支援に係るものに限る。)
9	家庭福祉・施設整備課の分掌事務は、次のとおりとする。	
	一 性別に基づく暴力等への取組に関すること。	
	二 三重おもいやり駐車場利用証制度に関すること。	
	三 ユニバーサルデザインのまちづくりの総合調整及び啓発に関すること。	
	四 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(平成十一年三重県条例第二号)の施行に関すること(他部の所管に属するものを除く。)	
	五 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会に関すること。	
	六 女性相談支援センターに関すること。	
	七 国児学園に関すること。	

<p>八 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の施行に関する事。</p> <p>九 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の施行に関する事。</p> <p>十 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)の施行に関する事。</p> <p>十一 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)の施行に関する事(ひとり親支援に係るものに限る。)</p> <p>第八款 農林水産部の課等及び分掌事務</p> <p>第十二条 農林水産部に、次に掲げる課等を置く。</p> <p>一 十八 (略)</p> <p>十九 全国豊かな海づくり大会推進プロジェクトチーム</p> <p>二十 (略)</p> <p>二十一 (略)</p> <p>二十二 (略)</p> <p>二十三 (略)</p> <p>二十四 (略)</p> <p>二十五 (略)</p> <p>二十六 (略)</p> <p>二十七 (略)</p> <p>二十八 (略)</p> <p>二十九 (略)</p> <p>三十 (略)</p> <p>三十一 (略)</p> <p>三十二 (略)</p> <p>三十三 (略)</p> <p>三十四 (略)</p> <p>三十五 (略)</p> <p>三十六 (略)</p> <p>三十七 (略)</p> <p>三十八 (略)</p> <p>三十九 (略)</p> <p>四十 (略)</p> <p>四十一 (略)</p> <p>四十二 (略)</p> <p>四十三 (略)</p> <p>四十四 (略)</p> <p>四十五 (略)</p> <p>四十六 (略)</p> <p>四十七 (略)</p> <p>四十八 (略)</p> <p>四十九 (略)</p> <p>五十 (略)</p> <p>五十一 (略)</p> <p>五十二 (略)</p> <p>五十三 (略)</p> <p>五十四 (略)</p> <p>五十五 (略)</p> <p>五十六 (略)</p> <p>五十七 (略)</p> <p>五十八 (略)</p> <p>五十九 (略)</p> <p>六十 (略)</p> <p>六十一 (略)</p> <p>六十二 (略)</p> <p>六十三 (略)</p> <p>六十四 (略)</p> <p>六十五 (略)</p> <p>六十六 (略)</p> <p>六十七 (略)</p> <p>六十八 (略)</p> <p>六十九 (略)</p> <p>七十 (略)</p> <p>七十一 (略)</p> <p>七十二 (略)</p> <p>七十三 (略)</p> <p>七十四 (略)</p> <p>七十五 (略)</p> <p>七十六 (略)</p> <p>七十七 (略)</p> <p>七十八 (略)</p> <p>七十九 (略)</p> <p>八十 (略)</p> <p>八十一 (略)</p> <p>八十二 (略)</p> <p>八十三 (略)</p> <p>八十四 (略)</p> <p>八十五 (略)</p> <p>八十六 (略)</p> <p>八十七 (略)</p> <p>八十八 (略)</p> <p>八十九 (略)</p> <p>九十 (略)</p> <p>九十一 (略)</p> <p>九十二 (略)</p> <p>九十三 (略)</p> <p>九十四 (略)</p> <p>九十五 (略)</p> <p>九十六 (略)</p> <p>九十七 (略)</p> <p>九十八 (略)</p> <p>九十九 (略)</p> <p>百 (略)</p>	<p>第八款 農林水産部の課等及び分掌事務</p> <p>第十二条 農林水産部に、次に掲げる課等を置く。</p> <p>一 十八 (略)</p> <p>十九 水産資源管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 第四十四回全国豊かな海づくり大会の推進に関する事。</p> <p>七 十六 (略)</p> <p>二十 水産基盤整備課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)の施行に関する事。</p> <p>十 (略)</p> <p>第十三条 雇用経済部に、次に掲げる課等を置く。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 G7交通大臣会合推進プロジェクトチーム</p> <p>二 雇用経済総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 みえ産業振興ビジョンに関する事。</p> <p>六 十 (略)</p> <p>三 障がい者雇用・就労促進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>八 外国人の就労支援対策に関する事。</p> <p>九 十三 (略)</p> <p>五 県産品振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>三 関西事務所に関する事。</p> <p>四 五 (略)</p> <p>六 新産業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 八 (略)</p>
---	---



<p>十一 みえライフインノベーション総合特区計画の推進に関すること。</p> <p>十二～十五 (略)</p>	<p>九～十二 (略)</p>
<p>7～9 (略)</p>	<p>7～9 (略)</p>
<p>10 大阪・関西万博推進プロジェクトチームの分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>10 G7交通大臣会合推進プロジェクトチームの分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>一 出展ブースの企画運営に関すること。</p>	<p>一 G7交通大臣会合に係る企画及び調整に関すること。</p>
<p>二 催事の企画運営に関すること。</p>	<p>二 G7交通大臣会合開催及び運営に係る支援に関すること。</p>
<p>三 大阪・関西万博の会場における校外学習等の支援に関すること。</p>	<p>三 G7交通大臣会合関連事業の企画及び調整に関すること。</p>
<p>四 大阪・関西万博の機運醸成に関すること。</p>	<p>四 G7交通大臣会合を契機とした三重県の情報発信に関すること。</p>
<p>五 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会及び関西広域連合との調整に関すること。</p>	
<p>第十三条の二 (略)</p>	<p>第十三条の二 (略)</p>
<p>2 観光総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>2 観光総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>一～六 (略)</p>	<p>一～六 (略)</p>
<p>3 観光戦略課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>七 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の施行に関すること。</p>
<p>一～三 (略)</p>	<p>3 観光戦略課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>四 観光産業の魅力向上及び人材確保に関すること。</p>	<p>一～三 (略)</p>
<p>五 (略)</p>	<p>四 (略)</p>
<p>六 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の施行に関すること。</p>	<p>四 (略)</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 観光誘客推進課の分掌事務は、国内からの誘客に関することとする。</p>	<p>5 観光誘客推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>一 国内からの誘客に関すること。</p>
<p>第十四条 (略)</p>	<p>二 観光産業の支援に関すること。</p>
<p>2～18 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>19 建築開発課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>第十四条 (略)</p>
<p>一～二十 (略)</p>	<p>2～18 (略)</p>
<p>二十一 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)の施行に関すること。</p>	<p>19 建築開発課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>二十二～二十六 (略)</p>	<p>一～二十 (略)</p>
<p>二十七 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の施行に関すること。</p>	<p>二十一 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)の施行に関すること。</p>
<p>二十八 (略)</p>	<p>二十二～二十六 (略)</p>
<p>20～22 (略)</p>	<p>二十七 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の施行に関すること。</p>
<p>(職制)</p>	<p>二十八 (略)</p>
<p>第十九条 (略)</p>	<p>20～22 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>(職制)</p>
<p>3 前二項に定めるもののほか、特定の事務を処理するために、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中</p>	<p>第十九条 (略)</p>
	<p>2 (略)</p>
	<p>3 前二項に定めるもののほか、特定の事務を処理するために、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中</p>

欄に掲げる組織に置き、その職の職務はそれぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
(略)	(略)	(略)
交通政策総括監	地域連携・交通部	上司の命を受けて交通政策に係る総合調整に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
子ども政策総括監	子ども・福祉部	上司の命を受けて子ども政策に係る総合調整に関する事務を処理する。
児童虐待対策総括監	子ども・福祉部	上司の命を受けて児童虐待対策に係る総合調整に関する事務を処理する。
廃棄物対策総括監	環境生活部	上司の命を受けて廃棄物対策に係る総合調整に関する事務を処理する。
首都圏営業拠点運営総括監	雇用経済部	上司の命を受けて首都圏営業拠点の運営に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
プロモーション推進監	政策企画部	上司の命を受けてプロモーションの推進に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
建設企画監	県土整備部	上司の命を受けて部内の特定課題に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)

4 (略)

第二十条 (略)

2 法第百五十八条第一項の規定に基づき設ける内部組織のうち地域機関（以下「法第百五十八条第一項の地域機関」という。）は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五～十一 (略)

3 法第二百四十四条第一項の規定に基づき設けられた公の施設を管理する機関（以下「公の施設を管理する機関」という。）は、次のとおりとする。

欄に掲げる組織に置き、その職の職務はそれぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
(略)	(略)	(略)
太平洋・島サミット推進総括監	政策企画部	上司の命を受けて太平洋・島サミットに係る総合調整に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
子ども政策総括監	子ども・福祉部	上司の命を受けて子ども政策に係る総合調整に関する事務を処理する。
廃棄物対策総括監	環境共生局	上司の命を受けて廃棄物対策に係る総合調整に関する事務を処理する。
首都圏営業拠点運営総括監	雇用経済部	上司の命を受けて首都圏営業拠点の運営に関する事務を処理する。
G7交通大臣会合推進プロジェクト総括監	雇用経済部	上司の命を受けてG7交通大臣会合に係る総合調整に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
プロモーション推進監	政策企画部	上司の命を受けてプロモーションの推進に関する事務を処理する。
太平洋・島サミット推進監	政策企画部	上司の命を受けて太平洋・島サミットに関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
建設企画監	県土整備部	上司の命を受けて部内の特定課題に関する事務を処理する。
水災害対策監	県土整備部	上司の命を受けて水災害対策に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)

4 (略)

第二十条 (略)

2 法第百五十八条第一項の規定に基づき設ける内部組織のうち地域機関（以下「法第百五十八条第一項の地域機関」という。）は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 児童相談センター

六～十二 (略)

3 法第二百四十四条第一項の規定に基づき設けられた公の施設を管理する機関（以下「公の施設を管理する機関」という。）は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

七 女性相談支援センター

八〇十四 (略)

(室の設置及び分掌事務)

第三十三条 設置条例第四条第一項に規定する県税事務所に、次に掲げる室を置く。

一 税務室(桑名県税事務所、鈴鹿県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所及び紀州県税事務所に限る。)

二 総務室(四日市県税事務所及び津総合県税事務所に限る。)

三 課税室(四日市県税事務所及び津総合県税事務所に限る。)

2 税務室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 県税の納税相談及び窓口収納に関すること(地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第七百三十九条の五に係るものを除く。)

二 (略)

三 県税の還付に関すること(地方税法第七百三十九条の五に係るもの並びに自動車税及び自動車取得税(以下「自動車税等」という。)に係るものを除く。)

四・五 (略)

六 県税に係る徴収金の徴収に関すること(地方税法第七百三十九条の五に基づく徴収に係るもの及び自動車税等の徴収に関する事務のうち証紙徴収に係るものを除く。)

七 滞納処分に関すること(地方税法第七百三十九条の五に基づく滞納処分に係るものを除く。)

3 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 県税の納税相談及び窓口収納に関すること(地方税法第七百三十九条の五に係るものを除く。)

二 (略)

三 県税の還付に関すること(地方税法第七百三十九条の五に係るもの及び自動車税等に係るものを除く。)

四 (略)

五 自動車税等の賦課に関する事務のうち県税事務所長が行う調査に関すること。

六 県税に係る徴収金の徴収に関すること(地方税法第七百三十九条の五に基づく徴収に係るもの及び自動車税等の徴収に関する事務のうち証紙徴収に係るものを除く。)

七 滞納処分に関すること(地方税法第七百三十九条の五に基づく滞納処分に係るものを除く。)

4 課税室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 県税の賦課及び犯則取締りに関すること(自動車税等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、県たばこ税並びに産業廃棄物税に係るも

一〇六 (略)

七 女性相談所

八〇十四 (略)

(室の設置及び分掌事務)

第三十三条 設置条例第四条第一項に規定する県税事務所に、次に掲げる室を置く。

一 税務室(桑名県税事務所、鈴鹿県税事務所、松阪県税事務所、伊賀県税事務所及び紀州県税事務所に限る。)

二 総務室(四日市県税事務所、津総合県税事務所及び伊勢県税事務所に限る。)

三 課税室(四日市県税事務所、津総合県税事務所及び伊勢県税事務所に限る。)

2 税務室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 県税の納税相談及び窓口収納に関すること(地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第四十八条に係るものを除く。)

二 (略)

三 県税の還付に関すること(地方税法第四十八条に係るもの並びに自動車税及び自動車取得税(以下「自動車税等」という。)に係るものを除く。)

四・五 (略)

六 県税に係る徴収金の徴収に関すること(地方税法第四十八条に基づく徴収に係るもの及び自動車税等の徴収に関する事務のうち証紙徴収に係るものを除く。)

七 滞納処分に関すること(地方税法第四十八条に基づく滞納処分に係るものを除く。)

3 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 県税の納税相談及び窓口収納に関すること(地方税法第四十八条に係るものを除く。)

二 (略)

三 県税の還付に関すること(地方税法第四十八条に係るもの及び自動車税等に係るものを除く。)

四 (略)

五 自動車税等並びに法人の県民税及び法人の行う事業に対する事業税の賦課に関する事務のうち県税事務所長が行う調査に関すること。

六 県税に係る徴収金の徴収に関すること(地方税法第四十八条に基づく徴収に係るもの及び自動車税等の徴収に関する事務のうち証紙徴収に係るものを除く。)

七 滞納処分に関すること(地方税法第四十八条に基づく滞納処分に係るものを除く。)

4 課税室の分掌事務は、次のとおりとする。

一 県税の賦課及び犯則取締りに関すること(自動車税等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、法人の県民税及び法人の行う事業に対す

<p>のを除く。 ) 。</p> <p>二 (略)</p> <p>(所管区域の特例)</p>	<p>る事業税 (県税事務所長が行う調査に関するものを除く。 )、県たばこ税並びに産業廃棄物税に係るものを除く。 ) 。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 法人の県民税及び法人の行う事業に対する事業税の賦課及び犯則取締りに関すること (四日市県税事務所及び津総合県税事務所に限る。 ) 。</p> <p>(所管区域の特例)</p>
<p>第三十三条の二 前条第四項第一号に掲げる事務のうち法人の県民税及び法人の行う事業に対する事業税に係る事務については、設置条例第四条第二項に規定する所管区域にかかわらず、桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、四日市市、三重郡、鈴鹿市及び亀山市の区域は四日市県税事務所の所管区域とし、津市、松阪市、多気郡、伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡、名張市、伊賀市、尾鷲市、熊野市、北牟婁郡及び南牟婁郡の区域は津総合県税事務所の所管区域とする。</p>	<p>第三十三条の二 前条に掲げる事務のうち同条第四項第二号に係る事務については、設置条例第四条第二項に規定する所管区域にかかわらず、三重県の区域を津総合県税事務所の所管区域とする。</p>
<p>2 前条第四項第二号に掲げる事務については、設置条例第四条第二項に規定する所管区域にかかわらず、三重県の区域を津総合県税事務所の所管区域とする。</p> <p>(分掌事務)</p>	<p>2 前条に掲げる事務のうち同条第四項第三号に係る事務については、設置条例第四条第二項に規定する所管区域にかかわらず、桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、四日市市、三重郡、鈴鹿市及び亀山市の区域は四日市県税事務所の所管区域とし、津市、松阪市、多気郡、伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡、名張市、伊賀市、尾鷲市、熊野市、北牟婁郡及び南牟婁郡の区域は津総合県税事務所の所管区域とする。</p> <p>(分掌事務)</p>
<p>第三十六条 設置条例第七条第一項に規定する福祉事務所の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 困難な問題を抱える女性及び配偶者からの暴力による被害者に係る相談に関すること (女性相談支援センターの所管に係るものを除く。 ) 。</p> <p>七〜十七 (略)</p> <p>(分掌事務)</p>	<p>第三十六条 設置条例第七条第一項に規定する福祉事務所の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 要保護女子及び配偶者からの暴力による被害者に係る相談に関すること (女性相談所の所管に係るものを除く。 ) 。</p> <p>七〜十七 (略)</p> <p>(分掌事務)</p>
<p>第三十七条 設置条例第八条第一項に規定する児童相談所の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十一 (略)</p> <p>十二 児童相談所内の予算、経理及び決算に関すること (中勢児童相談所に限る。 ) 。</p> <p>十三 児童相談所の庁舎管理に関すること (中勢児童相談所に限る。 ) 。</p> <p>十四 児童相談に関する情報の収集、分析、提供及び統計に関すること (中勢児童相談所に限る。 ) 。</p> <p>(室の設置及び分掌事務)</p>	<p>第三十七条 設置条例第八条第一項に規定する児童相談所の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十一 (略)</p>
<p>第三十七条の二 中勢児童相談所に、一時保護調整室を置く。</p> <p>2 一時保護調整室の分掌事務は、一時保護所の入所調整に関することとする。</p> <p>(室の設置及び分掌事務)</p> <p>第三十八条の二 (略)</p>	<p>第三十八条の二 (略)</p>

<p>2・3 (略)</p> <p>4 農村基盤室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 用地の買収及び借入れ並びに物件又は権利の補償に関する事(津農林水産事務所にあつては、水産事業に係るものを、伊勢農林水産事務所にあつては、宮川用水事業及び水産事業に係るものを除く。)</p> <p>九 登記に関する事(津農林水産事務所及び伊勢農林水産事務所にあつては、水産事業に係るものを除く。)</p> <p>十〜十八 (略)</p> <p>5〜13 (略) (室の設置及び分掌事務)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 農村基盤室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 用地の買収及び借入れ並びに物件又は権利の補償に関する事(伊勢農林水産事務所にあつては、宮川用水事業及び水産事業に係るものを除く。)</p> <p>九 登記に関する事(伊勢農林水産事務所にあつては、宮川用水事業及び水産事業に係るものを除く。)</p> <p>十〜十八 (略)</p> <p>5〜13 (略) (室の設置及び分掌事務)</p>				
<p>第四十一条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総務・管理・建築室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜三十五 (略)</p> <p>三十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関する事。</p> <p>4 建築開発室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜二十 (略)</p> <p>二十一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関する事。</p>	<p>第四十一条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総務・管理・建築室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜三十五 (略)</p> <p>三十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関する事。</p> <p>4 建築開発室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〜二十 (略)</p> <p>二十一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関する事。</p>				
<p>5〜10 (略)</p> <p>第五十三条 (略)</p> <p>第七款 削除</p>	<p>5〜10 (略)</p> <p>第五十三条 (略)</p> <p>第七款 児童相談センター (設置)</p> <p>第五十三条の二 設置条例第八条に規定する児童相談所に係る総合調整、専門的指導及び一体的運用に関する事務を分掌させるために、児童相談センターを設置する。</p> <p>2 児童相談センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="837 1500 1356 1635"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県児童相談センター</td> <td>津市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(室等の設置及び分掌事務)</p> <p>第五十三条の三 児童相談センターに、次に掲げる室を置く。</p> <p>一 総務・家庭児童支援室</p> <p>二 児童相談強化支援室</p> <p>三 一時保護室</p> <p>2 総務・家庭児童支援室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童相談センター及び児童相談所内の職員の身分取扱いに関する事。</p> <p>二 児童相談センター及び児童相談所内の予算、経理及び決算に関する事。</p>	名称	位置	三重県児童相談センター	津市
名称	位置				
三重県児童相談センター	津市				

第四款 女性相談支援センター  
(名称及び位置)

第七十四条 三重県女性相談支援センター条例(昭和三十九年三重県条例第二十三号)第一条に規定する三重県女性相談支援センターを管理する機関の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三重県女性相談支援センター	津市

(分掌事務)

第七十五条 女性相談支援センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 困難な問題を抱える女性及び配偶者からの暴力による被害者(以下「被害者等」という。)に係る相談に関する事。
- 一 被害者等の医学的又は心理学的な援助に関する事(同伴する家族を含む。)
- 二 被害者等の緊急時における一時保護に関する事(同伴する家族を含む。)

- 三 児童相談センター及び児童相談所の庁舎管理に関する事。
- 四 児童相談に関する情報の収集、分析、提供及び統計に関する事。
- 五 各児童相談所における危機管理対応の調整に関する事。
- 六 家庭的養護の推進に関する事。
- 七 児童福祉施設等の入所調整に関する事。
- 八 施設入所後における児童の自立支援及び権利擁護に係る支援、調整等に関する事。
- 九 児童の心理診断及び療育手帳の判定支援に関する事。

3 児童相談強化支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 児童虐待防止事業の推進に関する事。
- 二 児童相談における法的対応の支援及び調整に関する事。
- 三 児童相談に係る人材育成に関する事。
- 四 各児童相談所の事案に対する助言及び専門的指導に関する事。
- 五 警察、教育委員会等関係機関との連携強化に関する事。
- 六 市町の相談体制強化の支援に関する事。
- 七 市町における児童相談に係る人材育成の支援に関する事。
- 八 市町要保護児童対策地域協議会の支援に関する事。

4 一時保護室の分掌事務は、一時保護所の入所調整に関する事とする。

第四款 女性相談所  
(名称及び位置)

第七十四条 三重県女性相談所条例(昭和三十九年三重県条例第二十三号)第一条に規定する三重県女性相談所を管理する機関の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三重県女性相談所	津市

(分掌事務)

第七十五条 女性相談所の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 要保護女子及び配偶者からの暴力による被害者に係る相談に関する事。
- 二 要保護女子及び配偶者からの暴力による被害者に係る家庭調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定並びに指導に関する事(同伴する家族を含む。)
- 三 要保護女子及び配偶者からの暴力による被害者の一時保護に関する事(同伴する家族を含む。)

<p>四 被害者等の自立に向けた情報の提供や関係機関との連絡調整に関すること（同伴する家族を含む。）。</p> <p>五 被害者等が居住して保護を受けることができる施設の情報の提供や関係機関との連絡調整に関すること（同伴する家族を含む。）。</p> <p>（部及び室の設置並びに分掌事務）</p> <p>第八十六条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 子ども心身発達医療センターに病歴管理室を置き、その分掌事務は、医療に関する記録及び統計の調整に関することとする。</p> <p>（児童相談所への兼務）</p> <p>第一百六条 児童相談支援課に勤務を命ぜられた職員のうち、児童福祉法その他の法令により児童相談所長の権限とされた事務に従事する職員は、児童相談所の相当の職に兼務を命ぜられたものとする。</p> <p>2（略）</p>	<p>（部及び室の設置並びに分掌事務）</p> <p>第八十六条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>（児童相談所への兼務）</p> <p>第一百六条 児童相談センターに勤務を命ぜられた職員のうち、児童福祉法その他の法令により児童相談所長の権限とされた事務に従事する職員は、児童相談所の相当の職に兼務を命ぜられたものとする。</p> <p>2（略）</p>
--	--

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和六年四月一日から施行する。  
（三重県公印規則の一部改正）
- 三重県公印規則（昭和三十二年三重県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（公印の種類）</p> <p>第二条 公印の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～十一（略）</p> <p><u>十二</u>～<u>二十二</u>（略）</p>	<p>（公印の種類）</p> <p>第二条 公印の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～十一（略）</p> <p><u>十二</u> 医療保健部理事印</p> <p><u>十三</u>～<u>二十三</u>（略）</p>

別表部長印の項中

<p>「</p> <p>総務部（二）</p> <p>政策企画部（二）</p> <p>医療保健部（二）</p> <p>子ども・福祉部（二）</p> <p>環境生活部（二）</p> <p>農林水産部（二）</p> <p>県土整備部（三）（四）（五）</p> <p>」</p>	を	<p>「</p> <p>総務部（二）</p> <p>政策企画部（二）</p> <p>医療保健部（二）</p> <p>子ども・福祉部（二）（三）</p> <p>環境生活部（二）</p> <p>農林水産部（二）</p> <p>県土整備部（三）（四）（五）</p> <p>」</p>	に改め、
---	---	--	------

同表医療保健部理事印の項を削り、同表出納員印の項中

<p>「</p> <p>紀州県税事務所（二）</p> <p>伊勢保健所（二）</p> <p>児童相談センター</p> <p>（二）（三）（四）（五）</p> <p>（六）（七）</p> <p>」</p>	を	<p>「</p> <p>紀州県税事務所（二）</p> <p>伊勢保健所（二）</p> <p>中勢児童相談所</p> <p>（二）（三）（四）（五）</p> <p>（六）</p> <p>」</p>	に改める。
---	---	---	-------

工業研究所(二)(三) (三の2)	工業研究所(一)(三) (三の2)
水産研究所(二)(三)	水産研究所(一)(三)
松阪建設事務所(二)	松阪建設事務所(一)

(三重県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

- 3 三重県青少年健全育成条例施行規則(昭和四十七年三重県規則第十七号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(立入調査員の指定又は任命)</p> <p>第五条 条例第三十六条第一項の規定による立入調査員は、次に掲げる者のうちから知事が指定又は任命する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>児童相談所の職員</u></p> <p>三・四 (略)</p>	<p>(立入調査員の指定又は任命)</p> <p>第五条 条例第三十六条第一項の規定による立入調査員は、次に掲げる者のうちから知事が指定又は任命する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>児童相談センターの職員</u></p> <p>三・四 (略)</p>

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則を(二)に公布します。

令和六年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十号

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

三重県事務決裁及び委任規則(平成十四年三重県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一総務部総務課の表中第一号の項を第二号の項とし、第一号の項を第二号の項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 県議会に関する事務	1 地方自治法(次号から第11号までにおいて「法」という。)第101条の規定による議会の召集及び告示	○																		
	2 法第102条第4項の規定による臨時会に付議すべき事件の告示	○																		
	3 法第122条の規定による説明書の提出						○													
	4 法第149条第1号の規定による議会の議決を経るべき事件の議案提出					○														
	5 法第179条第3項の規定による専決処分の報告	○																		
	6 法第180条第2項の規定による専決処分の報告										○									
	7 法第219条第2項の規定による議決予算の公表										○									
	8 法第233条第3項の規定による議会の認定に付すること。										○									
	9 法第233条第6項の規定による決算の公表										○									
	10 法第241条第5項の規定による議会への提出										○									
	11 法第243条の3第2項の規定による県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書の議会への提出										○									
	12 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。次号から第14号までにおいて「政令」という。)第145条第1項の規定による継続費繰越計算書の議会への報告										○									



13 政令第 145 条第 2 項の規定による 継続費精算報告書の議会への報告					○														
14 政令第 146 条第 2 項の規定による 繰越計算書の議会への報告（政令第 150 条第 3 項において準用する場合 を含む。）					○														
15 地方公営企業法（次号から第 19 号まで において「法」という。）第 24 条第 3 項の 規定による議会への報告					○														
16 法第 25 条の規定による予算に関する説 明書の提出					○														
17 法第 26 条第 3 項の規定による予算の繰 越しの議会への報告					○														
18 法第 30 条第 4 項の規定による議会の認 定に付すること。					○														
19 法第 30 条第 6 項の規定による書類の提 出					○														
20 地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令 第 403 号。次号において「政令」という。） 第 18 条の 2 第 1 項の規定による継続費繰 越計算書による報告					○														
21 政令第 18 条の 2 第 2 項の規定による継 続費精算報告書による報告					○														
22 地方公共団体の財政の健全化に関する 法律（平成 19 年法律第 94 号。次号から第 25 号までにおいて「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定による健全 化判断比率及び資金不足比率の議会への 報告					○														
23 法第 5 条第 1 項に規定する財政健全化 計画、法第 9 条第 1 項に規定する財政再生 計画及び法第 24 条に規定する経営健全化 計画の議会への提出	○																		
24 法第 6 条第 1 項の規定による財政健全 化計画、法第 18 条第 1 項の規定による財 政再生計画及び法第 24 条に規定する経営 健全化計画の実施状況の議会への報告					○														
25 法第 7 条第 4 項の規定による財政健全 化計画、法第 20 条第 2 項の規定による財 政再生計画及び法第 24 条に規定する経営 健全化計画について総務大臣から勧告を 受けたとき、その内容を議会へ報告する こと。					○														
26 三重県における補助金等の基本的な在 り方等に関する条例（平成 15 年三重県条 例第 31 号）第 5 条の規定による補助金等 に係る資料の提出					○														
27 条例第 6 条第 1 項の規定による交付決 定実績調書の議会への報告及び概要の公 表（条例第 6 条第 4 項において準用する 場合を含む。）					○														
28 条例第 7 条の規定による評価結果の議 会への報告及び概要の公表					○														
29 条例第 8 条第 1 項の規定による年次報 告作成、議会への提出及び公表					○														

別表第 1 総務部人事課の表第 7 号の項目「給与の決定」

1 条例第 7 条の規定による初任給、昇 格及び降格並びに条例第 8 条の規定に よる昇給の決定					○														
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 1 総務部人事課の表第 9 号の項目「会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」

「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改め、同表第十一号の項第一号を次のように改める。

規則第 3 条の規定による退職手当の支給額の決定及び通知				○																
------------------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一総務部総務事務課の表第五号の項中「人事給与事務処理要項」を「人事給与事務処理要領」に改める。

別表第一総務部財政課の表第一号の項中第一号から第六号までを削り、第七号を第一号とし、第八号を削り、第九号を第二号とし、第十号を第三号とし、第十一号を第四号とし、第十二号を削り、第十三号を第五号とし、第十四号を削り、第十五号を第六号とし、第十六号を第七号とし、第十七号を第八号とし、同項第十八号中「及び議会への提出」を削り、同号を同項第九号とし、同項中第十九号を第十号とし、第二十号を削り、同項第二十一号から第二十三号までの規定中「及び議会への報告」を削り、同項中第二十一号を第十一号とし、第二十二号から第二十四号までを十号ずつ繰り上げ、同表第六号の項中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第三号とし、第九号及び第十号を削り、同表第八号の項第一号から第三号までを削り、同項第四号中「、議会への提出及び公表」を削り、同号を同項第一号とし、同表第九号の項第一号中「、議会への報告」を削り、同項第三号中「及び議会への提出」を削り、同項第五号中「議会への報告及び」を削り、同項第六号中「議会へ報告すること及び」を削る。

別表第一総務部税収確保課の表第一号の項第十二号中「第 48 条」を「第 739 条の 5」に改め、同項第十六号中「第 55 条第 4 項及び第 69 条の 2」を「第 69 条の 2 の 2」に改める。

別表第一政策企画部政策企画総務課の表を削る。

別表第一政策企画部企画課の表に次のように加える。

4	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の施行に関する事務	1 法第 1 条の 3 の規定による教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定等				○														
		2 法第 1 条の 4 の規定による総合教育会議に関する事務						○												

別表第一政策企画部政策提言・広域連携課の表を削る。

別表第一政策企画部人口減少対策課の表の次に次の一表を加える。

政策企画部 政策提言・広域連携課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称								
			知事	専決者							受任者										
				副知事	本庁			地域機関													
					部長	次長	課長	班長	所長	室長		課長		所長							
1	地方分権の推進に関する事務	1 地方分権の推進に関する基本的な方針の決定	○																		
		2 地方分権の推進に関する総合企画及び調整			○																
		3 地方分権の推進に関する基本的な処理				○															
2	地方行政連絡会議法（昭和 40 年法律第 38 号）の施行に関する事務	地方行政連絡会議への連絡事項及び協議事項の決定					○														
3	構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）の施行に関する事務	1 法第 4 条第 1 項の規定による構造改革特別区域計画の作成及び申請					○														
		2 法第 4 条第 6 項の規定による通知							○												
4	近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）の施行に	1 法第 9 条第 1 項の規定による近畿圏整備計画の決定に係る意見の具申	○																		
		2 法第 10 条第 2 項の規定による近畿圏整備計画の変更に係る意見の具申	○																		

	関する事務	3 法第 12 条第 2 項の規定による都市開発区域の指定に係る意見の具申	○																		
		4 法第 14 条第 2 項の規定による保全区域の指定に係る意見の具申	○																		
		5 法第 17 条第 2 項の規定による勧告に係る措置の報告	○																		
		6 法第 18 条の規定による勧告に係る措置の報告	○																		
5	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和 39 年法律第 145 号）の施行に関する事務	法第 3 条第 1 項の規定による都市開発区域建設計画の作成等の協議（同条第 4 項において準用する場合を含む。）		○																	
6	近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年法律第 103 号）の施行に関する事務	法第 3 条第 1 項の規定による保全区域整備計画の作成等の協議（同条第 4 項において準用する場合を含む。）		○																	
7	中部圏開発整備法（昭和 41 年法律第 102 号）の施行に関する事務	1 中部圏開発整備地方協議会への協議事項の決定		○																	
		2 法第 10 条の規定による開発整備計画案の作成	○																		
		3 法第 11 条第 3 項の規定による開発整備計画の決定に係る意見の具申	○																		
		4 法第 11 条第 4 項の規定による開発整備計画の決定に係る意見の具申	○																		
		5 法第 12 条第 2 項の規定による開発整備計画の変更の申出	○																		
		6 法第 13 条第 2 項の規定による都市整備区域の指定に係る意見の具申（法第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）	○																		
		7 法第 18 条第 2 項の規定による勧告に係る措置の報告	○																		
		8 法第 19 条の規定による勧告に係る措置の報告	○																		
8	中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和 42 年法律第 102 号）の施行に関する事務	1 法第 3 条第 1 項の規定による都市整備区域建設計画等の作成等の協議（第 5 項において準用する場合を含む。）		○																	
		2 法第 3 条第 3 項の規定による都市整備区域建設計画等の公表及び保全区域整備計画の国土交通大臣への通知		○																	

別表第 1 医療保健部医療政策課の表第 11 号の項第六号中「第 6 条の 3 第 6 項」を「第 6 条の 3 第 8 項」に改め、同項中第二十五号を第二十六号とし、第二十七号から第二十四号までを 1 号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の 1 号を加える。

97 法第 69 条の 2 第 2 項の規定による医療法人に関する情報の報告の受理					○															
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第 1 医療保健部医療政策課の表第 11 号の項第十六号中「第 41 条第 1 項及び第 2 項」を「第 41 条第 1 項及び第 2 項の規定」に改め、同項中第二十九号を第三十号とし、第三十六号から第三十八号までを 1 号ずつ

繰り下げ、第二十八号の前に次の一号を加える。

27	法第79条の5の規定による法人の土地等の貸付けの認可											○							
----	----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第一医療保健部医療政策課の表第二十一号の項中第一十五号を第二十六号とし、第十八号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

18	法第42条の3の規定による法人の土地等の貸付けの認可											○							
----	----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第一医療保健部医療人材課の表第一号の項を次のように改める。

2	医療法の施行に関する事務	1	法第113条第1項の規定による特定地域医療提供機関の指定										○									
		2	法第113条第6項の規定による公示											○								
		3	法第113条第7項の規定による報告の徴収											○								
		4	法第115条第1項の規定による特定地域医療提供機関の指定の更新											○								
		5	法第116条第1項の規定による業務の変更の承認											○								
		6	法第117条第1項の規定による特定地域医療提供機関の指定の取消し											○								
		7	法第118条第1項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定											○								
		8	法第118条第2項において準用する第113条第6項の規定による公示											○								
		9	法第118条第2項において準用する第113条第7項の規定による報告の徴収											○								
		10	法第118条第2項において準用する第115条第1項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定の更新											○								
		11	法第118条第2項において準用する第116条第1項の規定による業務の変更の承認											○								
		12	法第118条第2項において準用する第117条第1項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定の取消し											○								
		13	法第119条第1項の規定による技能向上集中研修機関の指定											○								
		14	法第119条第2項において準用する第113条第6項の規定による公示											○								
		15	法第119条第2項において準用する第113条第7項の規定による報告の徴収											○								
		16	法第119条第2項において準用する第115条第1項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定の更新											○								
		17	法第119条第2項において準用する第116条第1項の規定による業務の変更の承認											○								
		18	法第119条第2項において準用する第117条第1項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定の取消し											○								
		19	法第120条第1項の規定による特定高度技能研修機関の指定											○								
		20	法第120条第2項において準用する第113条第6項の規定による公示											○								
		21	法第120条第2項において準用する第113条第7項の規定による報告の徴収											○								
		22	法第120条第2項において準用する第											○								

	115条第1項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定の更新																			
	23 法第120条第2項において準用する第116条第1項の規定による業務の変更の承認																			
	24 法第120条第2項において準用する第117条第1項の規定による連携型特定地域医療提供機関の指定の取消し																			

第1章 医療保健 第1節 感染症対策 第1項 感染症の予防及び治療

1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	1 法第10条の規定による予防計画の策定及び変更並びに厚生労働大臣への提出等																				
		2 法第10条の2第1項の規定による連携協議会の組織																				
		3 法第10条の2第3項の規定による連携協議会の開催																				
		4 法第12条第1項の規定による医師からの感染症患者の届出の受理（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																			○ 保健所	
		5 法第12条第2項の規定による厚生労働大臣への感染症の届出の内容報告（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																				
		6 法第12条第3項の規定による県外居住者の感染症の届出を受理した場合の該当する都道府県知事又は保健所設置市等の長への通報（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																				
		7 法第12条第8項の規定による慢性感染症患者の医師からの届出の受理（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																				○ 保健所
		8 法第12条第9項の規定により準用する厚生労働大臣への慢性感染症患者の届出の内容報告及び該当する都道府県知事又は保健所設置市等の長への通報（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																				
		9 法第12条第10項の規定により準用する死体を検案した場合の届出の受理（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																				○ 保健所
		10 法第12条第10項の規定により準用する死体を検案した場合の届出の内容の厚生労働大臣への報告及び該当する都道府県知事等への通報（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																				
		11 法第13条第1項の規定による獣医師からの届出の受理（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																				○ 保健所
		12 法第13条第2項の規定による動物の所有者からの届出の受理（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																				○ 保健所
		13 法第13条第3項の規定による厚生労働大臣への動物の感染症の届出の内容報告（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																				
		14 法第13条第4項の規定による県外で飼育された動物の感染症の届出を受理した場合の該当する都道府県知事又は保健所設置市等の長への通報（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																				

15	法第 13 条第 7 項の規定により準用する届出の受理（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
16	法第 13 条第 7 項の規定により準用する厚生労働大臣への報告及び該当する都道府県知事又は保健所設置市等の長への通報（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）						○							
17	法第 14 条第 1 項の規定による感染症の指定届出機関の指定（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）						○							
18	法第 14 条第 2 項の規定による届出の受理（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
19	法第 14 条第 3 項の規定による発生状況等の厚生労働大臣への報告（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）						○							
20	法第 14 条第 6 項の規定による感染症の指定届出機関の取消し（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）						○							
21	法第 14 条第 8 項の規定による病院又は医師への届出の求め及び届出の受理（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
22	法第 14 条第 9 項の規定により準用する厚生労働大臣への報告（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）						○							
23	法第 14 条の 2 第 1 項の規定による検体等の指定提出機関の指定（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）						○							
24	法第 14 条の 2 第 2 項の規定による指定検査機関からの検体等の受理（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
25	法第 14 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定による検査及び厚生労働大臣への検査結果等の報告（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）						○							
26	法第 14 条の 2 第 5 項の規定による厚生労働大臣への検体等の提出（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）						○							
27	法第 14 条の 2 第 7 項の規定による指定提出機関の指定の取消し（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）						○							
28	法第 15 条第 1 項の規定による質問又は調査（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
29	法第 15 条第 3 項の規定による検体等の提出又は検体採取への応諾の要請（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
30	法第 15 条第 5 項の規定による検査の実施（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）						○							
31	法第 15 条第 8 項の規定による特定患者等への質問又は調査への対応の命令（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
32	法第 15 条第 10 項及び第 11 項の規定による第 8 項の命令を受ける者に対する書面通知及び交付（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所

33 法第15条第13項の規定による厚生労働大臣への結果報告（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）							○							
34 法第15条第14項の規定による該当する都道府県知事等への調査結果の通報（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）							○							
35 法第15条第15項の規定による厚生労働大臣への検体等の提出（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）							○							
36 法第15条第16項の規定による職員の派遣等必要な協力の要請（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）							○							
37 法第15条の2第1項の規定による質問又は調査（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）													○	保健所
38 法第15条の2第2項の規定による厚生労働大臣への結果報告（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）							○							
39 法第15条の3第1項の規定による報告の要請又は質問（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）													○	保健所
40 法第15条の3第2項及び第3項の規定による厚生労働大臣への報告及び当該者その他関係者への質問又は調査（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）							○							
41 法第15条の3第5項の規定による厚生労働大臣への措置の代行実施の要請（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）							○							
42 法第16条第1項の規定による感染症に関する情報の分析及び公表（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）							○							
43 法第16条第2項及び第3項の規定による市町長への協力要請及び情報提供（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）							○							
44 法第16条の2第1項の規定による医師等への協力の要請（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）（他課に属するものを除く。）							○							
45 法第16条の2第2項の規定による勧告（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）（他課に属するものを除く。）							○							
46 法第16条の2第3項の規定による公表（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）（他課に属するものを除く。）							○							
47 法第16条の3第1項の規定による検体の提出及び採取への応諾の勧告（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）													○	保健所
48 法第16条の3第3項の規定による検体採取の実施（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）													○	保健所
49 法第16条の3第5項及び第6項の規定による第1項の勧告又は第3項の措置を受ける者に対する書面による通知等（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）													○	保健所

50	法第16条の3第7項及び第8項の規定による検査の実施及び厚生労働大臣への報告（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）					○								
51	法第16条の3第9項の規定による厚生労働大臣への検体の提出（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）					○								
52	法第16条の3第10項の規定による職員の派遣等必要な協力の要請（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）					○								
53	法第17条の規定による一類から三類までの感染症の疑いがある者等への健康診断の勧告又は措置等（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
54	法第18条第1項の規定による一類から三類までの感染症患者等に対する書面による通知等（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
55	法第18条第4項の規定による特定業務の就業制限の対象者であるかどうかの確認（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
56	法第18条第5項の規定による協議会の意見の聴取（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
57	法第18条第6項の規定による通知内容の協議会への報告（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
58	法第19条第1項、第3項及び第5項の規定による一類感染症患者等に対する72時間以内の入院の勧告及び入院の措置（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
59	法第19条第7項の規定による入院の勧告又は入院の措置の感染症の診査に関する協議会（以下「感染症診査協議会」という。）への報告（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
60	法第20条第1項から第4項までの規定による入院している一類感染症患者等に対する10日以内の入院の勧告又は入院の措置及び入院期間の延長等（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
61	法第20条第5項の規定による一類感染症患者に対する入院の勧告及び入院期間の延長に関する感染症の診査に関する協議会の意見聴取（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
62	法第20条第6項の規定による患者又はその保護者への意見を述べる機会の付与及び通知（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
63	法第20条第8項の規定による聴取書の受理（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
64	法第21条の規定による一類感染症患者の移送（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
65	法第22条の規定による一類感染症患者の退院及び一類感染症の病原体の保有の有無の確認（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所



66	法第23条の規定により準用する入院の勧告及び入院の措置に係る書面による通知等（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																		○	保健所	
67	法第24条の規定による感染症の診査に関する協議会の設置及び委員の任命（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																				
68	法第24条の2第1項の規定による患者又はその保護者からの苦情の処理（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																			○	保健所
69	法第24条の2第2項の規定による患者又はその保護者からの苦情の申出内容の聴取（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																			○	保健所
70	法第24条の2第3項の規定による苦情の申出の処理結果の通知（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																			○	保健所
71	法第25条第4項の規定による審査請求の厚生労働大臣への移送及び審査請求人への通知（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																			○	
72	法第26条の規定により準用する二類感染症患者及び新型インフルエンザ等感染症患者に対する72時間以内の入院の勧告又は入院の措置（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																			○	保健所
73	法第26条の規定により準用する二類感染症患者及び新型インフルエンザ等感染症患者に対する入院の勧告又は入院の措置に関する感染症診査協議会への報告（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																			○	保健所
74	法第26条の規定により準用する入院している二類感染症患者及び新型インフルエンザ等感染症患者に対する10日以内の入院の勧告又は入院の措置及び入院期間の延長等（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																			○	保健所
75	法第26条の規定により準用する入院している二類感染症患者及び新型インフルエンザ等感染症患者に対する入院の勧告及び入院期間の延長に関する感染症診査協議会の意見聴取（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																			○	保健所
76	法第26条の規定により準用する患者又はその保護者への意見を述べる機会の付与及び通知（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																			○	保健所
77	法第26条の規定により準用する聴取書の受理（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																			○	保健所
78	法第26条の規定により準用する二類感染症患者等及び新型インフルエンザ等感染症患者の移送（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																			○	保健所
79	法第26条の規定により準用する二類感染症患者及び新型インフルエンザ等感染症患者の退院及び感染症の病原体の有無の確認（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）																			○	保健所
80	法第26条の規定により準用する入院の勧告及び入院の措置に係る書面による通																			○	保健所

知等（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）														
81 法第 26 条の規定により準用する患者又はその保護者からの苦情の申出内容の聴取及び処理（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）													○	保健所
82 法第 26 条の規定により準用する苦情の申出の処理結果の通知（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）													○	保健所
83 法第 26 条の規定により準用する審査請求の厚生労働大臣への移送及び審査請求人への通知（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）								○						
84 法第 26 条の 2 の規定により準用する入院している結核患者に対する 30 日以内の入院の勧告、入院の措置及び入院期間の延長（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）													○	保健所
85 法第 26 条の 3 第 1 項及び第 3 項の規定による検体又は病原体の提出命令及び収去（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）													○	保健所
86 法第 26 条の 3 第 5 項及び第 6 項の規定による検体又は病原体の検査及び厚生労働大臣への検査結果等の報告（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）								○						
87 法第 26 条の 3 第 7 項の規定による厚生労働大臣への検体又は病原体の提出（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）								○						
88 法第 26 条の 3 第 8 項の規定による職員の派遣等必要な協力の要請（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）								○						
89 法第 26 条の 4 第 1 項及び第 3 項の規定による検体の提出又は検体採取への対応の命令及び検体の採取（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）													○	保健所
90 法第 26 条の 4 第 5 項及び第 6 項の規定による検体の検査及び厚生労働大臣への検査結果等の報告（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）								○						
91 法第 26 条の 4 第 7 項の規定による厚生労働大臣への検体の提出（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）								○						
92 法第 26 条の 4 第 8 項の規定による職員の派遣等必要な協力の要請（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）								○						
93 法第 27 条の規定による汚染された場所等の管理者等に対する消毒命令又は市町に対する消毒の指示等（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）													○	保健所
94 法第 28 条の規定による区域の管理者等に対する汚染されたねずみ族等の駆除の命令又は市町に対する駆除の指示等（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）													○	保健所
95 法第 29 条の規定による汚染された物件の所有者に対する措置の命令又は市町に対する措置の指示等（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）													○	保健所
96 法第 30 条の規定による死体の移動制限													○	保健所

及び死体の埋葬の許可等（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）													
97 法第31条の規定による生活の用に供される水の使用制限等及び市町に対する給水の指示（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
98 法第32条の規定による汚染された建物への立入り制限又は封鎖等（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
99 法第33条の規定による交通の制限又は遮断（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
100 法第35条の規定による質問又は調査（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
101 法第36条の規定による消毒その他の措置に係る書面による通知若しくは書面の交付又は必要事項の掲示（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
102 法第36条の2の規定による通知等（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）							○						
103 法第36条の3の規定による協定の締結等（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）							○						
104 法第36条の4の規定による指示等（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）							○						
105 法第36条の5の規定による報告の要請等（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）							○						
106 法第36条の6の規定による協定の締結等（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）							○						
107 法第36条の7の規定による指示等（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）							○						
108 法第36条の8の規定による報告の要請等（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）							○						
109 法第36条の9の規定による流行初期医療確保措置等（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）							○						
110 法第36条の19の規定による滞納処分（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）							○						
111 法第36条の22の規定による報告の徴収等（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）							○						
112 法第36条の23の規定による社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）							○						
113 法第36条の24の規定による返還の命令（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）							○						
114 法第36条の37の規定による報告の徴収等（法第44条の9の規定において準用する場合を含む。）							○						
115 法第37条の規定による入院に係る患												○	保健所

者又はその保護者からの医療費用申請の受理及び医療に要する費用の負担の決定（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）																						
116 法第 37 条の 2 第 1 項の規定による結核患者の医療に必要な費用の一部負担の決定（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）																				○	保健所	
117 法第 37 条の 2 第 2 項の規定による結核患者の医療費用申請の受理（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）																					○	保健所
118 法第 37 条の 2 第 3 項の規定による感染症診査協議会からの意見の聴取（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）																					○	保健所
119 法第 38 条の規定による第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関の指定、指定辞退の届出の受理及び指定の取消し（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）																					○	
120 法第 38 条の規定による結核指定医療機関の指定、指定辞退の届出の受理及び指定の取消し（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）																					○	保健所
121 法第 38 条第 5 項から第 8 項までの規定による第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関への医療に関する指導（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）																					○	
122 法第 38 条第 7 項の規定による結核指定医療機関への医療に関する指導（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）																					○	
123 法第 40 条第 3 項の規定による診療内容等の請求の審査及び診療報酬額の決定（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）																					○	
124 法第 40 条第 5 項の規定による診療報酬の額の決定に係る審査機関の意見聴取（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）																					○	
125 法第 40 条第 6 項の規定による社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）																					○	
126 法第 42 条の規定による緊急時等の医療費の申請の受理及び支給の決定（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）																					○	保健所
127 法第 43 条の規定による報告の請求、診療録等の検査及び診療報酬の支払の差止めの決定（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）																					○	
128 法第 44 条の 3 第 1 項の規定による報告又は感染防止に必要な協力の要請（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）																					○	保健所
129 法第 44 条の 3 第 2 項の規定による報告又は宿泊施設若しくは居宅等から外出しないこと等、感染防止に必要な協力																					○	保健所

の要請（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）													
130 法第 44 条の 3 第 4 項から第 6 項までの規定による委託及び報告の受理（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
131 法第 44 条の 3 第 7 項及び第 8 項の規定による必要な食事の提供等及びそれに要した実費の徴収（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）					○								
132 法第 44 条の 3 第 9 項及び第 10 項の規定による市町長への協力要請及び情報提供（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）					○								
133 法第 44 条の 3 第 11 項の規定による宿泊施設の確保（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）					○								
134 法第 44 条の 3 の 2 の規定による申請の受理及び医療に要する費用の負担の決定（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
135 法第 44 条の 3 の 3 の規定による申請の受理及び療養費の支給の決定（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
136 法第 44 条の 3 の 5 第 3 項の規定による新型インフルエンザ等感染症に係る検体又は病原体の受理（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
137 法第 44 条の 3 の 5 第 4 項の規定による新型インフルエンザ等感染症に係る検体又は病原体の検査及び厚生労働大臣への報告（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）					○								
138 法第 44 条の 3 の 5 第 5 項の規定による厚生労働大臣への検体又は病原体の提出（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）					○								
139 法第 44 条の 3 の 5 第 6 項の規定により準用する検体又は病原体の提出命令及び収去（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
140 法第 44 条の 3 の 6 の規定による新型インフルエンザ等感染症の患者の退院等の届出の受理（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）												○	保健所
141 法第 44 条の 4 の 2 の規定による他の都道府県知事への応援の要請等					○								
142 法第 44 条の 5 第 2 項から第 4 項までの規定による厚生労働大臣への総合調整の要請、総合調整に関する意見の申出及び報告又は資料の提出					○								
143 法第 44 条の 6 の規定による厚生労働大臣への報告（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）					○								
144 法第 44 条の 8 の規定により準用する他の都道府県知事への応援の要請、厚生労働大臣への総合調整の要請、総合調整に関する意見の申出及び報告又は資料の提出等					○								
145 法第 44 条の 11 第 1 項及び第 3 項の規定による新感染症に係る検体の提出又												○	保健所

は検体採取への対応の勧告及び検体の採取													
146 法第44条の11第5項及び第6項の規定による検体の検査及び厚生労働大臣への検査結果等の報告				○									
147 法第44条の11第7項の規定による厚生労働大臣への検体の提出				○									
148 法第44条の11第8項の規定による職員の派遣等必要な協力の要請				○									
149 法第44条の11第9項の規定により準用する書面通知等											○	保健所	
150 法第45条の規定による新感染症の疑いがある者に対する健康診断の勧告又は措置及び書面による通知等											○	保健所	
151 法第46条の規定による新感染症の所見がある者に対する入院の勧告又は入院の措置及び入院期間の延長等											○	保健所	
152 法第46条第5項の規定による患者又はその保護者への意見を述べる機会の付与及び通知											○	保健所	
153 法第46条第7項の規定による聴取書の受理											○	保健所	
154 法第47条の規定による新感染症の所見がある者の移送											○	保健所	
155 法第48条の規定による新感染症の所見がある者の退院及び公衆にまん延させるおそれの有無の確認											○	保健所	
156 法第49条の規定により準用する新感染症の所見がある者に対する入院の勧告及び入院の措置等に係る書面による通知等											○	保健所	
157 法第49条の2の規定により準用する患者又はその保護者からの苦情の申出内容の聴取、処理及び処理結果の通知											○	保健所	
158 法第50条の規定による新感染症に係る消毒その他の措置及び書面による通知又は掲示											○	保健所	
159 法第50条の2第1項の規定による新感染症のまん延を防止するための当該者からの報告又は協力の要請											○	保健所	
160 法第50条の2第2項の規定による報告又は宿泊施設若しくは居宅等から外出しないこと等、感染防止に必要な協力の要請											○	保健所	
161 法第50条の2第4項の規定により準用する報告を求める場合の委託及び委託を受けた者からの報告の受理											○	保健所	
162 法第50条の2第4項の規定により準用する協力を求める場合の食事の提供等及び実費の徴収、市町長への協力要請及び情報提供並びに宿泊施設の確保				○									
163 法第50条の3の規定による申請の受理及び医療に要する費用の負担の決定											○	保健所	
164 法第50条の4の規定による申請の受理及び療養費の支給の決定											○	保健所	
165 法第50条の6第3項の規定による新感染症に係る検体又は病原体の受理											○	保健所	
166 法第50条の6第4項の規定による新感染症に係る検体又は病原体の検査及				○									

		び厚生労働大臣への報告												
	167	法第 50 条の 6 第 5 項の規定による厚生労働大臣への検体又は病原体の提出						○						
	168	法第 50 条の 6 第 6 項の規定により準用する検体又は病原体の提出命令及び収去										○	保健所	
	169	法第 50 条の 7 第 6 項の規定により準用する検体又は病原体の提出命令及び収去										○	保健所	
	170	法第 51 条の規定による新感染症に係る措置をする場合の事前の厚生労働大臣への通報及び連携						○						
	171	法第 51 条の 2 の規定による他の都道府県知事への応援の要請等						○						
	172	法第 51 条の 4 第 2 項の規定による厚生労働大臣への総合調整の要請						○						
	173	法第 51 条の 4 第 3 項の規定により準用する厚生労働大臣への総合調整に関する意見の申出及び報告又は資料の提出						○						
	174	法第 52 条の規定による厚生労働大臣への新感染症に係る経過の報告						○						
	175	法第 53 条の 2 第 3 項の規定による保健所設置市の長への結核の健康診断の期日又は期間の指定に関する指示						○						
	176	法第 53 条の 7 の規定による定期健康診断の通報又は報告の受理										○	保健所	
	177	法第 53 条の 10 の規定による結核患者に係る届出内容の通知										○	保健所	
	178	法第 56 条第 2 項の規定による輸入検疫において感染症にかかっている指定動物等を発見した場合の厚生労働大臣への報告（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）						○						
	179	法第 63 条の 3 の規定による関係機関等に対する入院の勧告又は入院の措置に関する総合調整及び報告又は資料の提出要請（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）						○						
	180	第 63 条の 4 の規定による保健所設置市への入院の勧告又は入院の措置に関する指示（法第 44 条の 9 の規定において準用する場合を含む。）						○						

頭張部 | 医療保健部 保健課 保健課長 保健課長の職務等に関する事項

5	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の施行に関する事務	1	法第 2 条第 8 項の規定による指定地方公共機関の指定											○				
		2	法第 7 条の規定による行動計画の策定及び変更並びに内閣総理大臣等への報告及び公表												○			
		3	法第 8 条第 5 項の規定による助言又は勧告												○			
		4	法第 9 条第 3 項の規定による助言												○			
		5	法第 10 条の規定による物資及び資材の備蓄等												○			
		6	法第 12 条の規定による訓練等												○			
		7	法第 13 条の規定による知識の普及等												○			
		8	法第 22 条第 1 項の規定による都道府県対策本部の設置												○			

9	法第 23 条第 4 項の規定による本部員会議への出席依頼				○								
10	法第 24 条の規定による県対策本部長からの要請				○								
11	法第 25 条の規定による都道府県対策本部の廃止				○								
12	法第 26 条の 2 の規定による代行等				○								
13	法第 26 条の 3 の規定による応援の要求				○								
14	法第 26 条の 6 の規定による派遣の要請				○								
15	法第 27 条の規定による応援				○								
16	法第 28 条第 6 項の規定による特定接種				○								
17	法第 31 条の規定による医療等の実施の要請・指示				○								
18	法第 31 条の 2 の規定による医療の提供等				○								
19	法第 31 条の 3 規定による土地等の使用				○								
20	法第 31 条の 4 の規定による公示				○								
21	法第 31 条の 6 の規定による要請等				○								
22	法第 33 条第 2 項の規定による県対策本部長の指示				○								
23	法第 38 条第 2 項の規定による協議				○								
24	法第 45 条の規定による感染を防止するための協力要請等				○								
25	法第 49 条の規定による土地等の使用				○								
26	法第 50 条の規定による物資及び資材の供給の要請				○								
27	法第 51 条の規定による相互協力				○								
28	法第 54 条の規定による緊急物資の運送の要請等				○								
29	法第 55 条の規定による物資の売り渡しの要請等				○								
30	法第 56 条の規定による埋葬等				○								
31	法第 59 条の規定による措置				○								
32	法第 71 条の規定による公用令書の交付				○								
32	法第 72 条の規定による立入検査等				○								

別表第一 医療保健部感染症情報・検査プロジェクトチームの表、別表第一 医療保健部医療体制整備・調整プロジェクトチームの表及び別表第一 医療保健部宿泊・自宅療養プロジェクトチームの表を削る。

別表第一 医療保健部健康推進課の表第十二号の項中第二十八号を第四十二号とし、第十二号から第三十七号までを五号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「第 29 条の 7」を「第 29 条の 9」に改め、同号の次に次の五号を加える。

13	法第 40 条の 3 第 1 項の規定による通報の受理				○								
14	法第 40 条の 3 第 2 項の規定による届出の受理				○								
15	法第 40 条の 5 の規定による報告徴収等の実施				○								
16	法第 40 条の 6 の規定による改善命令等の実施				○								
17	法第 40 条の 7 の規定による公表				○								

別表第一 医療保健部食品安全課の表第三十号中「届出の受理」を次に「(法第 57 条第 2 項及び第 68 条第 1 項において準用する場合を含む。)」を挿入、同表第三十七号中「第 15 条」を「第 14 条」に改め、同表第九号の項第四号中「及び第 3 条の 3 第 1 項」を「第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項」に改める。



別表第一子ども・福祉部地域福祉課の表中第二十号の項を削り、第二十一号の項を第二十号の項とし、第二十一号の項を第二十一号の項とする。

別表第一子ども・福祉部少子化対策課の表第四号の項を削る。

別表第一子ども・福祉部子どもの育ち支援課の表第一号の項第三十五号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

別表第一子ども・福祉部子ども福祉・虐待対策課の表を削り、同表の次に次の11表を加える。

子ども・福祉部 児童相談支援課

区分	事務の種類	事項	決裁区分										地域機関の名称	
			知事	専決者										受任者
				副知事	本庁				地域機関					
					部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長		
1	児童福祉法の施行に関する事務	1 法第12条の3第7項の規定による所員の数の決定				○								
		2 法第13条第2項の規定による児童福祉司の数の決定				○								
		3 法第13条第3項の規定による児童福祉司の養成に係る施設及び講習会の指定				○								
		4 法第27条の規定による都道府県の採るべき措置											○	児童相談所
		5 法第27条の2の規定による児童自立支援施設等への入所措置											○	児童相談所
		6 法第27条の3の規定による家庭裁判所への送致											○	児童相談所
		7 法第28条第1項の規定による保護者の児童虐待等の場合の措置											○	児童相談所
		8 法第28条第2項の規定による措置期間の更新に関する事務											○	児童相談所
		9 法第28条第3項の規定による措置											○	児童相談所
		10 法第29条の規定による立入調査											○	児童相談所
		11 法第30条の規定による同居児童の届出の受理											○	児童相談所
		12 法第30条の2の規定による里親等に対する指示及び報告徴収											○	児童相談所
		13 法第31条の規定による在所期間の延長等											○	児童相談所
		14 法第33条第2項の規定による児童の一時保護											○	児童相談所
		15 法第33条第9項の規定による児童の一時保護											○	児童相談所
		16 法第33条第11項の規定による児童の一時保護											○	児童相談所
		17 法第33条の2の規定による縁組の承諾の許可				○								
		18 法第33条の6の規定による児童自立生活援助											○	児童相談所
		19 法第33条の8第2項の規定による縁組の承諾の許可				○								
		20 法第33条の15第2項の規定による報告				○								
		21 法第33条の16の規定による公表				○								
		22 法第34条の4第1項の規定による児童自立生活援助事業等の開始届出の受理				○								

23	法第34条の4第2項の規定による児童自立生活援助事業等の変更届出の受理							○										
24	法第34条の4第3項の規定による児童自立生活援助事業等の廃止等の届出の受理							○										
25	法第35条第3項の規定による児童福祉施設の設置の届出の受理（児童厚生施設を除く。）							○										
26	法第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可（児童厚生施設を除く。）							○										
27	法第35条第11項の規定による児童福祉施設の廃止等の届出の受理（児童厚生施設を除く。）							○										
28	法第35条第12項の規定による児童福祉施設の廃止等の承認（児童厚生施設を除く。）							○										
29	法第46条第1項の規定による報告の徴収及び監督の実施							○										
30	法第46条第3項の規定による改善の勧告及び命令							○										
31	法第46条第4項の規定による事業の停止命令							○										
32	法第47条第1項及び第2項の規定による養子縁組の承諾の許可																	○ 児童相談所
33	法第56条第2項の規定による費用徴収																	
	(1) 法第50条第5号に係るもの																	○ 保健所
	(2) 法第50条第7号から第7号の3までに係るもの																	○ 児童相談所 国児学園
34	法第56条第5項の規定による費用の徴収の囑託							○										
35	法第58条第1項の規定による認可の取消し							○										
36	児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第2条第1項の規定による児童相談所設置等の報告							○										
37	政令第2条第2項の規定による児童を一時保護する施設設置等の報告							○										
38	政令第3条の2第3項の規定による指定児童福祉司養成施設等の変更の承認							○										
39	政令第3条の2第7項の規定による指定児童福祉司養成施設等の長に対する指導等							○										
40	政令第3条の2第10項の規定による指定児童福祉司養成施設等の指定の取消し							○										
41	政令第28条の規定による児童福祉施設等の長等の意見の聴取																	○ 児童相談所 福祉事務所
42	政令第29条の規定による里親の認定に係る意見の聴取							○										
43	政令第30条の規定による児童福祉司等の指定等																	○ 児童相談所
44	政令第32条の規定による県児童福祉審議会への諮問							○										
45	政令第33条の規定による居住地の変更に伴う通知																	○ 児童相談所
46	政令第43条の規定による負担金の返還の決定							○										

47	省令第26条の規定による児童福祉施設の長等に対する書類の送付（省令第32条において準用する場合を含む。）																		○	児童相談所			
48	省令第27条の規定による児童福祉施設の長等からの入所児童についての届出の受理（省令第32条において準用する場合を含む。）																			○	児童相談所		
49	省令第36条の24の規定による入居者の状況調査																				○	児童相談所	
50	省令第36条の26第2項の規定による申込書の受理																				○	児童相談所	
51	省令第36条の26第5項の規定による申込みの勧奨																				○	児童相談所	
52	省令第36条の41の規定による申込書の受理（省令第36条の46において準用する場合を含む。）																				○	児童相談所	
53	省令第36条の42の規定による登録又はしないことの決定及び通知（省令第36条の46において準用する場合を含む。）																					○	
54	省令第36条の43の規定による届出の受理（省令第36条の46において準用する場合を含む。）																					○	児童相談所
55	省令第36条の44の規定による登録の消除（省令第36条の46において準用する場合を含む。）																					○	
56	省令第37条第2項の規定による児童福祉施設の設置に係る認可申請の受理																					○	
57	省令第37条第4項の規定による設備の規模等の変更の届出の受理																					○	
58	省令第37条第5項の規定による名称等の変更の届出の受理																					○	
59	省令第37条第6項の規定による設備の規模等の変更の届出の受理																					○	
60	省令第39条第1項の規定による養子縁組の承諾許可申請の受理																					○	
61	省令第39条第2項の規定による申請者に対する通知																					○	
62	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第3条第1項の規定による最低基準の向上に係る勧告																					○	
63	省令第43条第9号及び第10号の規定による児童指導員の資格の認定																					○	
64	省令第81条第1項第4号の規定による児童自立支援施設の長の資格の認定																					○	
65	里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）第2条の規定による県児童福祉審議会への意見聴取																					○	
66	省令第13条第2項の規定による指導又は助言																					○	児童相談所
67	省令第14条の規定による里親への報告の求め及び受理																					○	児童相談所
68	省令第16条第2項の規定による委託児童の養育の継続認定																					○	児童相談所
69	省令第18条の規定による委託児童の養育の更新認定																					○	児童相談所
70	省令第19条の規定による再委託の認定																					○	児童相談所

2	社会福祉法の施行に関する事務	1 法第69条第1項の規定による第2種社会福祉事業（法第2条第3項第2号（小規模住居型児童養育事業、助産施設、児童家庭支援センターを営業者及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業に限る。）に規定する事業に限る。次号において同じ。）の開始届の受理					○													
		2 法第69条第2項の規定による第2種社会福祉事業の変更届及び廃止届の受理					○													
		3 法第72条第1項の規定による社会福祉事業（第1号の届出に係る事業に限る。次号において同じ。）の制限、停止命令及び許可の取消し					○													
		4 法第72条第3項の規定による社会福祉事業の制限及び停止命令					○													
3	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関する事務	1 法第8条の2の規定による出頭要求等の実施														○		児童相談所		
		2 法第9条の規定による児童虐待が行われているおそれがある場合の立入調査等の実施														○		児童相談所		
		3 法第9条の2の規定による再出頭要求等の実施														○		児童相談所		
		4 法第9条の3の規定による臨検、捜索等の実施														○		児童相談所		
		5 法第11条第4項の規定による保護者に対する勧告							○											
		6 法第11条第5項の規定による措置															○		児童相談所	
		7 法第12条の4の規定による接近禁止命令等の実施								○										
		8 法第13条の規定による児童福祉司等の意見の聴取																○		児童相談所
		9 法第13条の5の規定による県児童福祉審議会への報告								○										
4	三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の施行に関する事務（児童相談所に係るものに限る。）	1 規則第61条の規定による競争入札参加資格の確認並びに競争入札に必要な参加資格の設定及び確認（物件関係に係るものに限る。）													○			中勢児童相談所		
		2 規則第62条の規定による一般競争入札又はせり売りの公告													○			中勢児童相談所		
		3 規則第84条の規定による監督を行わせる職員の選任													○			中勢児童相談所		
		4 規則第85条第1項の規定による検査を行わせる職員の選任													○			中勢児童相談所		
5	収入を伴う事務（児童相談所に係るものに限る。）	1 分担金及び負担金に係るもの													○			中勢児童相談所		
		2 諸収入に係るもの													○			中勢児童相談所		
6	契約の締結その他支出を伴う事務（児童相談所に係るものに限る。）	1 報償費に係るもの													○			中勢児童相談所		
		2 交際費に係るもの													○			中勢児童相談所		
		3 需用費に係るもの																		
		(1) 食糧費に係るもの														○			中勢児童相談所	
		(2) 光熱水費に係るもの														○			中勢児童相談所	
(3) (1)及び(2)に掲げる以外のもの																				

		イ 1件当たり7,000万円以上のもの (議会の議決に付すべき財産の取得に限る。)	○																	
		ロ 1件当たり30万円以上(イに掲げるものを除く。)												○						中勢児童相談所
		ハ 1件当たり30万円未満のもの												○						中勢児童相談所
	4	役務費に係るもの																		
		(1) 後納郵便料、電信電話料及び保険料に係るもの												○						中勢児童相談所
		(2) (1)に掲げる以外のもの																		
		イ 1件当たり30万円以上のもの												○						中勢児童相談所
		ロ 1件当たり30万円未満のもの												○						中勢児童相談所
	5	委託料に係るもの												○						中勢児童相談所
	6	使用料及び賃借料に係るもの																		
		(1) 1件当たり30万円以上のもの												○						中勢児童相談所
		(2) 1件当たり30万円未満のもの												○						中勢児童相談所
	7	1件当たり2億円未満の工事請負費に係るもの												○						中勢児童相談所
	8	原材料費に係るもの												○						中勢児童相談所
	9	1件当たり7,000万円未満の備品購入費に係るもの												○						中勢児童相談所
	10	負担金、補助金及び交付金に係るもの												○						中勢児童相談所
	11	貸付金に係るもの												○						中勢児童相談所
	12	補償金及び補填金に係るもの												○						中勢児童相談所
	13	投資及び出資金に係るもの(電信電話料に係るものに限る。)												○						中勢児童相談所
	14	公課費に係るもの												○						中勢児童相談所
7	財産に関する事務(児童相談所に係るものに限る。)	1 1件当たり7,000万円未満の公有財産の購入に係るもの												○						中勢児童相談所
		2 行政財産の目的外使用の許可及び許可の更新に係るもの(無償及び減額を行う場合の使用許可を除く。)												○						中勢児童相談所
		3 物品の寄付の受納												○						中勢児童相談所
		4 物品の無償貸付け及び減額貸付けに係るもの												○						中勢児童相談所
8	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に関する事務	1 法第30条第2項の規定による公立の学校における重大事態への対処	○																	
		2 法第31条第2項に規定する私立の学校における重大事態への対処	○																	
9	三重県立子ども心身発達医療センター条例	規則第2条の規定による休所日の変更												○						

	行規則（平成29年三重県規則第36号）の施行に関する事務																					
10	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）の施行に関する事務	1	法第6条第1項の規定による許可								○											
		2	法第7条第2項の規定による調査等									○										
		3	法第10条第1項の規定による許可証の交付									○										
		4	法第10条第3項の規定による届出の受理及び許可証の再発行									○										
		5	法第12条第3項の規定による有効期間の更新									○										
		6	法第13条第1項の規定による変更の届出の受理									○										
		7	法第13条第2項の規定による許可証の交付									○										
		8	法第14条第1項の規定による事業廃止の届出の受理									○										
		9	法第15条の規定による命令									○										
		10	法第16条第1項の規定による許可の取消し									○										
		11	法第16条第2項の規定による停止命令									○										
		12	法第19条第1項の規定による帳簿の引継ぎ									○										
		13	法第20条の規定による事業報告書の受理									○										
		14	法第32条の規定による報告書及び届出の受理									○										
		15	法第38条の規定による指導及び助言									○										
		16	法第39条第1項の規定による報告の徴収									○										
		17	法第39条第2項の規定による立入検査等									○										
		18	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号）第4条第3項及び第4項の規定による許可証の返納の受理									○										
		19	省令第5条の規定による申請書の受理									○										

子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課

区分	事務の種類	事項	決裁区分											地域機関の名称	
			知事	専決者								受任者			
				本庁				地域機関							
副知事	部長	次長	課長	班長	所長	室長	課長	所長	所長						
1	児童福祉法の施行に関する事務	1	法第22条の規定による助産の実施											○	福祉事務所
		2	法第23条の規定による母子保護の実施											○	福祉事務所
		3	省令第22条第3項の規定による助産施設等への入所申込みの受理											○	福祉事務所
		4	省令第22条第6項の規定による助産の実施等の申込みの勧奨											○	福祉事務所
2	社会福祉法の施行に関する	1	法第62条第1項の規定による第1種社会福祉事業（法第2条第2項第6号に規定										○		

事務		する事業に限る。次号から第 4 号までにおいて同じ。) の経営に係る届出の受理																
		2 法第 62 条第 2 項の規定による第 1 種社会福祉事業の経営に係る許可 (法第 63 条第 2 項において準用する場合を含む。)					○											
		3 法第 63 条第 1 項の規定による第 1 種社会福祉事業の経営に係る変更届の受理					○											
		4 法第 64 条の規定による第 1 種社会福祉事業の経営に係る廃止届の受理					○											
		5 法第 69 条第 1 項の規定による第 2 種社会福祉事業 (法第 2 条第 3 項第 2 号及び同項第 3 号 (母子・父子福祉施設を営む事業に限る。)) に規定する事業に限る。次号において同じ。) の開始届の受理					○											
		6 法第 69 条第 2 項の規定による第 2 種社会福祉事業の変更届及び廃止届の受理					○											
		7 法第 71 条の規定による施設 (第 1 号の届出及び第 2 号の許可に係る施設に限る。) の改善命令					○											
		8 法第 72 条第 1 項の規定による社会福祉事業 (第 1 号及び第 5 号の届出又は第 2 号の許可に係る事業に限る。次号において同じ。) の制限、停止命令及び許可の取消し					○											
		9 法第 72 条第 3 項の規定による社会福祉事業の制限及び停止命令					○											
3 児童扶養手当法 (昭和 36 年法律第 238 号) の施行に関する事務	1	法第 6 条の規定による受給資格及び手当の額の認定					○											
	2	法第 28 条の規定による届出の受理						○										
	3	法第 23 条第 1 項の規定による不正利得の徴収に関する措置 (国税徴収法第 47 条に係るものを除く。)						○										
	4	地方自治法第 240 条第 2 項の規定による債権の督促、保全及び取立てに関する措置並びに同条第 3 項の規定による債権の徴収停止又は履行期限の延長 (法第 23 条の規定による不正利得以外のものに限り。)						○										
	5	法第 29 条第 1 項の規定による受給資格者に対する物件の提出命令等						○										
	6	法第 29 条第 2 項の規定による受給資格者に対する医師等の受診命令						○										
	7	法第 30 条の規定による受給資格者等に対する認定に要する資料の提出命令等						○										
	8	児童扶養手当法施行規則 (昭和 36 年厚生省令第 51 号) 第 1 条の規定による児童扶養手当認定請求書の受理							○									
	9	省令第 2 条の規定による児童扶養手当額改定請求書の受理								○								
	10	省令第 3 条の規定による児童扶養手当額改定届の受理									○							
	11	省令第 4 条の規定による児童扶養手当現況届の受理										○						
	12	省令第 16 条の規定による児童扶養手当認定通知書の交付											○					
	13	省令第 17 条の規定による児童扶養手当認定請求却下通知書の交付												○				
	14	省令第 18 条第 1 項の規定による児童扶養手当額改定通知書の交付													○			
	15	省令第 18 条第 2 項の規定による児童扶														○		

		養手当証書の送付等（省令第18条第4項において準用する場合を含む。）														
		16 省令第18条第3項の規定による児童扶養手当証書の提出命令					○									
		17 省令第18条第6項の規定による児童扶養手当額改定請求却下通知書の交付					○									
		18 省令第19条第1項の規定による児童扶養手当証書の返付					○									
		19 省令第20条第1項及び第21条の規定による児童扶養手当証書の交付					○									
		20 省令第21条の2の規定による児童扶養手当支払通知書の交付					○									
		21 省令第22条第1項の規定による児童扶養手当資格喪失通知書の交付					○									
		22 省令第22条第2項の規定による児童扶養手当証書の提出命令					○									
4	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の施行に関する事務	1 法第5条の規定による受給資格及び手当の額の認定					○									
		2 法第12条の規定による手当の一時差止め					○									
		3 法第16条において準用する児童扶養手当法第31条の規定による手当の支払の調整					○									
		4 法第36条第1項の規定による書類等の提出命令及び聴取					○									
		5 法第36条第2項の規定による医師の受診命令及び廃疾の状態の診断命令					○									
		6 法第37条の規定による資料の提供及び報告の要求					○									
		7 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）第3条の規定による届出の受理（省令第12条の3において準用する場合を含む。）					○									
		8 省令第4条の規定による所得状況の届出の受理（省令第12条の3において準用する場合を含む。）					○									
		9 省令第5条から第7条までの規定による氏名変更等の届出の受理（省令第12条の3において準用する場合を含む。）					○									
		10 省令第10条の規定による特別児童扶養手当証書亡失届の受理及び返納の受理（省令第12条の3において準用する場合を含む。）					○									
		11 省令第11条及び第12条の規定による受給資格喪失等の届出の受理（省令第12条の3において準用する場合を含む。）					○									
		12 省令第13条の規定による未支払の手当の請求の受理					○									
		13 省令第17条の規定による認定の通知及び証書の交付					○									
		14 省令第18条の規定による認定請求の却下通知					○									
		15 省令第19条第1項及び第6項の規定による手当額の改訂等の通知（同条第4項及び第26条の2において準用する場合を含む。）					○									
		16 省令第19条第2項の規定による証書の返付及び交付（同条第4項及び第26条の					○									





	12 政令第17条の規定による違約金の決定 (政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)					○															
	13 政令第19条第1項の規定による償還金の支払猶予の決定(政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)					○															
	14 政令第24条の規定による貸付業務の状況に係る厚生労働大臣への報告(政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)					○															
	15 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則(昭和39年厚生省令第32号)第10条第1項の規定による貸付申請書の厚生労働大臣への提出					○															
	16 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和40年三重県規則第5号)第1条第1項の規定による貸付申請書の受理					○															
	17 規則第2条の規定による借用書の受理																				
	(1) 市又は福祉事務所を設置している町に居住する者に係るもの					○															
	(2) 町に居住する者に係るもの													○						福祉事務所	
	18 規則第2条の2の規定による在学証明書等の受理					○															
	19 規則第3条の規定による氏名、住所等変更届の受理																				
	(1) 市又は福祉事務所を設置している町に居住する者に係るもの					○															
	(2) 町に居住する者に係るもの													○						福祉事務所	
	20 規則第3条の2第1項の規定による連帯保証人変更申請書の受理					○															
	21 規則第4条第1項の規定による休学又は復学の届の受理					○															
	22 規則第4条第2項の規定による貸付金辞退申出書の受理					○															
	23 規則第5条第1項の規定による貸付金増額申請書の受理					○															
	24 規則第5条の2第1項の規定による貸付金減額申請書の受理					○															
	25 規則第6条第1項の規定による貸付金償還免除申請書の受理					○															
	26 規則第7条第1項の規定による貸付金償還猶予申請書の受理					○															
	27 規則第8条第1項の規定による違約金不徴収申請書の受理					○															
	28 規則第9条第1項の規定による貸付金繰上償還申請書の受理					○															
	29 規則第9条の2第1項の規定による貸付金償還計画変更申請書の受理					○															
	30 規則第13条の規定による証明書交付申請書の受理					○															
6	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)の施行に関する事務	法第20条第1項第5号の規定による費用の支出に関する事務																		○	女性相談支援センター







4 条例第 13 条の規定による市町長への意見聴取				○															
5 条例第 15 条第 1 項の規定による変更許可				○															
6 条例第 15 条第 5 項の規定による軽微な変更の届出の受理				○															
7 条例第 17 条の規定による土砂等の埋立て等の着手の届出の受理				○															
8 条例第 18 条第 2 項の規定による土砂等の搬入の報告の受理				○															
9 条例第 20 条の規定による埋立て等を使用した土砂等の量の報告の受理				○															
10 条例第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定による水質調査結果等の報告の受理				○															
11 条例第 21 条第 3 項の規定による水質基準及び土砂基準に適合していないことを確認したときの報告の受理				○															
12 条例第 23 条第 3 項の規定による関係書類の閲覧				○															
13 条例第 24 条第 1 項の規定による土砂等の埋立て等の完了等の届出の受理				○															
14 条例第 24 条第 2 項の規定による確認の通知				○															
15 条例第 25 条第 1 項の規定による地位の承継の承認				○															
16 条例第 26 条の規定による埋立て等の停止の命令等(組織規則第 10 条第 13 項第 7 号に係るものに限る)			○																
17 条例第 27 条の規定による許可の取消し又は停止の命令(組織規則第 10 条第 13 項第 7 号に係るものに限る)			○																
18 条例第 28 条第 2 項の規定による土地の所有者からの報告の受理				○															
19 条例第 29 条第 1 項の規定による勧告(組織規則第 10 条第 13 項第 7 号に係るものに限る)				○															
20 条例第 29 条第 2 項の規定による措置の命令(組織規則第 10 条第 13 項第 7 号に係るものに限る)			○																
21 条例第 30 条第 1 項及び第 4 項の規定による土砂等搬入禁止区域の指定			○																
22 条例第 30 条第 2 項の規定による公示				○															
23 条例第 30 条第 5 項及び第 6 項の規定による立入検査及び調査等(組織規則第 10 条第 13 項第 7 号に係るものに限る)																			
(1) 本庁の実施に係るもの				○															
(2) (1) 以外のもの										○									地域防災総合事務所等
24 条例第 32 条第 1 項の規定による土砂等搬入禁止区域の解除			○																
25 条例第 32 条第 2 項の規定により準用する第 30 条第 2 項に規定する公示				○															
26 条例第 33 条第 1 項の規定による報告の徴収(組織規則第 10 条第 13 項第 7 号に係るものに限る)																			
(1) 本庁の実施に係るもの				○															







89	法第42条の4第3項の規定による自然体験活動促進計画の認定								○								農林水産事務所等
----	-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	----------

別表第一農林水産部みどり共生推進課の表第三号の項第九十一号を次のように改める。

91	法第42条の4第6項の規定による自然体験活動促進計画（概要）の公表								○								農林水産事務所等
----	-----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	----------

別表第一農林水産部みどり共生推進課の表第四号の項第二号を次のように改める。

2	条例第5条第2項の規定による公示								○								
---	------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一農林水産部みどり共生推進課の表第四号の項中第二十八号及び第二十九号を次のように改める。

28	条例第9条の8第4項の規定による利用拠点整備改善計画の認定								○								農林水産事務所等
----	-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	----------

29	条例第9条の8第6項の規定による利用拠点整備改善計画（概要）の公表								○								農林水産事務所等
----	-----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	----------

別表第一農林水産部みどり共生推進課の表第四号の項第三十一号を次のように改める。

32	条例第9条の9第3項において準用する条例第9条の8第6項の規定による利用拠点整備改善計画の変更の公表								○								農林水産事務所等
----	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	----------

別表第一農林水産部みどり共生推進課の表第四号の項第三十四号を次のように改める。

34	条例第9条の10第2項の規定による利用拠点整備改善計画の認定の取消の公表								○								農林水産事務所等
----	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	----------

別表第一農林水産部みどり共生推進課の表第四号の項中第七十六号及び第七十七号を次のように改める。

76	条例第30条の7第3項の規定による自然体験活動促進計画の認定								○								農林水産事務所等
----	--------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	----------

77	条例第30条の7第5項の規定による自然体験活動促進計画（概要）の公表								○								農林水産事務所等
----	------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	----------

別表第一農林水産部みどり共生推進課の表第四号の項第八十号を次のように改める。

80	条例第30条の8第3項において準用する第30条の7第5項の規定による自然体験活動促進計画の変更の公表								○								農林水産事務所等
----	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	----------

別表第一農林水産部みどり共生推進課の表第四号の項第八十一号を次のように改める。

82	条例第30条の9第2項の規定による自然体験活動促進計画の認定の取消の公表								○								農林水産事務所等
----	--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	----------

別表第一農林水産部水産資源管理課の表第十号の項第四号中「第9条」を「第10条」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「第18条」を「第20条」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第19条」を「第21条」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第20条」を「第24条」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「第22条」を「第26条」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「第23条」を「第27条」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号中「第24条」を「第29条」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「第24条」を「第29条」に改め、同号を同項第十一号とする。

別表第一農林水産部水産基盤整備課の表第二号の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同項第四十八号中「第28条第1項」を「第29条第1項」に、「第41条第2項」を「第67条第2項」に改め、同号を同項第七十一号とし、同項第四十七号中「第28条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号を同項第七十号とし、同項第四十六号中「第28条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号を同項第六十九号とし、同項第四十五号中「漁港漁場整備法施行令」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」に、「第28条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号を同項第六十八号とし、同項第四十四号中「第42条」を「第68条」に改め、同号を同項第六十七号とし、同項第四十三号中「第41条第1項」を「第67条第1項」に改め、同号を同項第六十六号とし、同号の前に次の二十三号を加える。

43	法第41条第1項の規定による活用推進計画の策定								○								
----	-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

44	法第41条第4項の規定による漁港施設の所有者の同意				○														
45	法第41条第5項の規定による関係地方公共団体等への意見聴取				○														
46	法第41条第6項の規定による活用推進計画の公表及び農林水産大臣への報告				○														
47	法第43条第1項の規定による実施計画の認定				○														
48	法第43条第2項及び第3項の規定による実施計画の公告及び漁港施設の所有者への通知				○														
49	法第43条第4項の規定による実施計画の変更認定				○														
50	法第44条第1項の規定による漁港施設の貸付				○														
51	法第45条第1項及び第2項の規定による勧告及び認定の取消				○														
52	法第45条第3項の規定による認定取消の公表				○														
53	法第48条の規定による漁港水面施設運営権の設定				○														
54	法第49条第1項の規定による活用推進計画における記載事項の追加				○														
55	法第49条第3項及び第4項の規定による同意及び関係海区漁業調整委員会又は関係内水面漁場管理委員会からの意見聴取				○														
56	法第52条第1項の規定による漁港水面施設運営権の設定				○														
57	法第55条第3項の規定による漁港水面施設運営権の移転許可				○														
58	法第55条第5項及び第6項の規定による公告及び公表等				○														
59	法第59条第1項及び第2項の規定による漁港水面施設運営権等の取消、又はその行使の停止				○														
60	法第59条第3項の規定による抵当権者への通知				○														
61	法第60条の規定による補償等の裁定				○														
62	法第61条第1項及び第2項の規定による漁港協力団体の指定及び公示				○														
63	法第61条第3項及び第4項の規定による届出及び公示				○														
64	法第63条の規定による報告、措置命令、指定取消及び公示				○														
65	法第65条の規定による漁港協力団体との協議				○														

項を縦に並び、縦書きで記載する。記載の順序は次のとおりとする。

6	水産業強化支援事業（資源増養殖目標及び経営構造改善目標）の運用について（令和4年3月水産第3007号）に関する事務	1	運用通知第7の1から5の規定による財産処分等の農林水産大臣への承認申請					○												
		2	運用通知第7の7の規定による増築等の水産庁長官への報告					○												
		3	運用通知第8の規定による災害の水産庁長官への報告					○												
		4	運用通知第9の規定による実施主体の変更の水産庁長官への報告					○												

別表第一農林水産部水産基盤整備課の表中第七号の項を削り、第八号の項を次のように改め、同項を同表第七号の項とする。

7	水産業強化支援事業 漁港機能高度化目標に係るメニューの運用について（令和4年3月水港第2487号）に関する事務	1 運用通知第6の規定による手戻り工事の水産庁長官への報告														○							
		2 運用通知第10の1から4の規定による財産処分の農林水産大臣への承認申請														○							
		3 運用通知第10の5の規定による増築等の水産庁長官への報告														○							
		4 運用通知第11の規定による災害の水産庁長官への報告														○							

別表第一農林水産部水産基盤整備課の表中第九号の項を第八号の項とし、第十号の項を次のように改め、同項を同表第九号の項とする。

9	水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和4年3月水港第2556号）に関する事務	交付等要綱の規定による事業計画及び事後評価等の水産庁長官への提出																					○											
---	---	----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第一農林水産部水産基盤整備課の表第十一号の項を第十号の項とする。

別表第一雇用経済部中小企業・サービス産業振興課の表第一号の項第四号中「第76条」を「第70条」に改め、同項第五号中「第77条」を「第71条」に改め、同表第二十一号の項第二号中「第15条」を「第16条」に改める。

別表第一観光部観光総務課の表中第一号の項を削り、第二号の項を第一号の項とし、第三号の項を第二号の項とする。

別表第一観光部観光戦略課の表に次のように加える。

2	旅行業法（昭和27年法律第239号）の施行に関する事務	1	法第3条の規定による旅行業の登録														○																			
		2	法第5条第2項の規定による登録の通知（法第6条の3第2項において準用する場合を含む。）																○																	
		3	法第6条第2項の規定による登録拒否の通知（法第19条第3項において準用する場合を含む。）																	○																
		4	法第6条の3第1項の規定による更新の登録																	○																
		5	法第6条の4第1項の規定による変更登録																	○																
		6	法第6条の4第3項の規定による登録事項の変更の届出の受理																		○															
		7	法第12条の2第1項の規定による旅行業約款の認可																		○															
		8	法第18条の3の規定による業務改善命令																		○															
		9	法第19条第1項及び第2項の規定による旅行業の登録の取消し等																		○															
		10	法第20条第1項及び第2項の規定による登録の抹消																			○														
		11	法第23条の規定による旅行サービス手配業の登録																			○														
		12	法第25条第2項の規定による登録の通知																			○														
		13	法第26条第2項の規定による登録拒否の通知（法第37条第3項において準用する場合を含む。）																			○														
		14	法第27条第2項の規定による変更登録																			○														

15	法第36条の規定による業務改善命令				○														
16	法第37条第1項及び第2項の規定による旅行サービス手配業の登録の取消し等				○														
17	法第38条第1項及び第2項の規定による登録の抹消					○													
18	法第64条の規定による意見の聴取					○													
19	法第65条の規定による聴聞					○													
20	法第70条第1項の規定による報告の徴収					○													
21	法第70条第3項の規定による立入検査等					○													

別表第一県土整備部下水道経営課の表第一号の項第一号中「第25条の10第1項」を「第25条の22第1項」に改め、同項第三号中「第25条の10第2項」を「第25条の22第2項」に改め、同項第四号中「第25条の14」を「第25条の26」に改め、同項第五号中「第25条の16」を「第25条の28」に改め、同項第六号から同項第十八号までの規定中「第25条の18」を「第25条の30」に改め、同表第四号の項中第九号から第十三号までを削り、第十四号を第九号とする。

別表第一県土整備部建築開発課の表第一号の項中第二百八号を第二百九号とし、第二百四号から第二百七号まで一号ずつ繰り下げ、第二百三号の次に次の一号を加える。

204	政令第137条の12第6項及び第7項の規定による認定								○											建設事務所
-----	----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------

別表第一県土整備部建築開発課の表第八号の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表第十二号の項第一号(イ)中「、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号のイ」を「及び第63条第3項第5号イ」に改め、同号(ロ)中「第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号」を「及び第63条第3項第6号」に改め、同項第一号(イ)中「、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号のイ」を「及び第63条第3項第5号イ」に改め、同号(ロ)中「第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号」を「及び第63条第3項第6号」に改め、同表第十八号の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第一県土整備部住宅政策課の表第一号の項第九号中「第6条第3項」を「第6条第2項」に改め、同項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第五十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表第九号の項第十一号中「基準」を「規準」に改め、同表第十四号の項中「長期優良住宅の普及に関する法律」の次に「(平成20年法律第87号)」を加える。

別表第一出納局会計支援課の表第一号の項第一号中「第5条第2項第4号」を「第5条第2項第3号」に改める。

別表第一共通決裁事項(1)一般事務の表第十四号の項中「会計年度任用職員」の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第一総務部人事課の表第七号の項第一号の改正規定及び同表第十二号の項第一号の改正規定は公布の日から施行し、別表第一県土整備部建築開発課の表第八号の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七十一号までを一号ずつ繰り上げる改正規定は、令和六年五月二十五日から施行する。

三重県知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県知事 一 貝 勝 之

三重県規則第三十一号

三重県知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

三重県知事の職務代理者を定める規則(平成二十年三重県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職務を代理する副知事の順序) 第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。 第一順位 副知事 服部浩 第二順位 副知事 野呂幸利	(職務を代理する副知事の順序) 第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。 第一順位 副知事 廣田恵子 第二順位 副知事 服部浩

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

三重県公印規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第三十二号

三重県公印規則の一部を改正する規則

三重県公印規則(昭和二十二年三重県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公印の規格等) 第三条 前条に掲げる公印の規格、字体及び使用範囲並びに公印を保管する部局及び地域機関は、別表のとおりとする。	(公印の規格等) 第三条 前条に掲げる公印の規格、字体、材質及び使用範囲並びに公印を保管する部局及び地域機関は、別表のとおりとする。

別表材質の欄を削る。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

人事委規則

三重県人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づき、三重県人事委員会規則二二一四(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

三重県人事委員会規則二二一四(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則二二一四(管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前												
別表第一(第二条関係) 本庁 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>知事部局</td> <td>危機管理統括監 部長 局長 理事 参事 副部長 副局長 危機管理副統括監 危機管理地域統括監 次長 担当次長 コンプライアンス総括監 ひとつくり政策総括監 ゼロエミッションプロジェクト総括監 プロモーション総括監 交通政策総括監</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	(略)	(略)	知事部局	危機管理統括監 部長 局長 理事 参事 副部長 副局長 危機管理副統括監 危機管理地域統括監 次長 担当次長 コンプライアンス総括監 ひとつくり政策総括監 ゼロエミッションプロジェクト総括監 プロモーション総括監 交通政策総括監	別表第一(第二条関係) 本庁 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>知事部局</td> <td>危機管理統括監 部長 局長 理事 参事 副部長 副局長 危機管理副統括監 危機管理地域統括監 次長 担当次長 コンプライアンス総括監 ひとつくり政策総括監 ゼロエミッションプロジェクト総括監 プロモーション総括監 太平洋・島サミ</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	(略)	(略)	知事部局	危機管理統括監 部長 局長 理事 参事 副部長 副局長 危機管理副統括監 危機管理地域統括監 次長 担当次長 コンプライアンス総括監 ひとつくり政策総括監 ゼロエミッションプロジェクト総括監 プロモーション総括監 太平洋・島サミ
機 関	職												
(略)	(略)												
知事部局	危機管理統括監 部長 局長 理事 参事 副部長 副局長 危機管理副統括監 危機管理地域統括監 次長 担当次長 コンプライアンス総括監 ひとつくり政策総括監 ゼロエミッションプロジェクト総括監 プロモーション総括監 交通政策総括監												
機 関	職												
(略)	(略)												
知事部局	危機管理統括監 部長 局長 理事 参事 副部長 副局長 危機管理副統括監 危機管理地域統括監 次長 担当次長 コンプライアンス総括監 ひとつくり政策総括監 ゼロエミッションプロジェクト総括監 プロモーション総括監 太平洋・島サミ												

<p>医療政策総括監 へき地医療総括監 子 ども政策総括監 児童虐待対策総括監 廃 棄物対策総括監 首都圏営業拠点運営総括 監 工事検査総括監 課長 担当課長 副 課長 副参事 専門監 コンプライア ス・労使協働推進監 企画調整監 県民の 声相談監 ゼロエミッションプロジェクト 推進監 プロモーション推進監 人権・危 機管理監 コンビナート防災監 地域共生 社会推進監 土砂対策監 人権監 消費生 活監 農林水産政策・輸出促進監 建設企 画監 建築審査監 検査監 部の人事を担 当する班長、主幹、係長、主査、主任、主 事及び技師 総務部総務課班長、主幹、係 長、主査、主任、主事及び技師（組織担当 のものに限る。） 総務部秘書課班長、主 幹、係長、主査、主任、主事及び技師（調 整担当、情報担当及び随行秘書担当のもの に限る。） 総務部行財政改革推進課班長、 主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（行 政改革担当のものに限る。） 総務部法 務・文書課班長、主幹、係長、主査、主任、 主事及び技師（法務担当のものに限る。） 総務部人事課班長、主幹、係長、主査、 主任、主事及び技師（人事担当、懲戒担当、 給与制度担当及び人材活用担当のものに限 る。） 総務部財政課班長、主幹、係長及 び主査（予算担当のものに限る。） 総務 部税務企画課班長、主幹、係長、主査、主 任、主事及び技師（人事担当のものに限る。） 総務部管財課班長、主幹、係長又は主査 （庁舎管理担当のものに限る。）</p>	<p>（略）</p>
--	------------

備考（略）

別表第二（第二条関係）

地域機関等

機関	職
<p>（略） 児童相談所</p>	<p>（略） 所長 副所長 室長 副参事</p>
<p>（略） 女性相談支 援センター</p>	<p>（略） 所長</p>

<p>7 交通大臣会合推進プロジェクト総括監 工事検査総括監 課長 担当課長 副課 長 副参事 専門監 コンプライア ンス・労使協働推進監 企画調整監 県民の 声相談監 ゼロエミッションプロジェクト 推進監 プロモーション推進監 人権・危 機管理監 コンビナート防災監 地域共生 社会推進監 土砂対策監 人権監 消費生活監 農林水産政 策・輸出促進監 建設企画監 水災害対策 監 建築審査監 検査監 部の人事を担 当する班長、主幹、係長、主査、主任、主 事及び技師 総務部総務課班長、主幹、係 長、主査、主任、主事及び技師（組織担当 のものに限る。） 総務部秘書課班長、主幹、 係長、主査、主任、主事及び技師（調整担 当、情報担当及び随行秘書担当のものに限 る。） 総務部行財政改革推進課班長、主 幹、係長、主査、主任、主事及び技師（行 政改革担当のものに限る。） 総務部法 務・文書課班長、主幹、係長、主査、主任、 主事及び技師（法務担当のものに限る。） 総務部人事課班長、主幹、係長、主査、 主任、主事及び技師（人事担当、懲戒担当、 給与制度担当及び人材活用担当のものに限 る。） 総務部財政課班長、主幹、係長及 び主査（予算担当のものに限る。） 総務 部税務企画課班長、主幹、係長、主査、主 任、主事及び技師（人事担当のものに限る。） 総務部管財課班長、主幹、係長又は主査 （庁舎管理担当のものに限る。）</p>	<p>（略）</p>
---	------------

備考（略）

別表第二（第二条関係）

地域機関等

機関	職
<p>（略） 児童相談所</p>	<p>（略） 所長 副参事</p>
<p>（略） 児童相談セ ンター</p>	<p>（略） 所長 副所長 室長 副参事 専門監</p>
<p>（略） 女性相談所</p>	<p>（略） 所長</p>

証 証

この証証が、各県に適用され、正しく施行される。

人事委告示

三重県人事委員会告示第1号

労働基準法による適用事業所分類表（平成11年三重県人事委員会告示第4号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月29日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain '労働基準法による適用事業所分類表' (Classification Table of Applicable Business Establishments under the Labor Standards Act). The 'After' column lists various government offices and agencies, including the '女性相談支援センター' (Women's Consultation Support Center), which is underlined. The 'Before' column lists the same offices but with the '女性相談支援センター' crossed out with a line.

訓 令

三重県訓令第3号

庁 中 一 般  
地 域 機 関

三重県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令  
三重県副知事の担当事務に関する規程（平成20年三重県訓令第9号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(担任意務)</p> <p>第1条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 副知事服部浩の担任意務</p> <p>イ 総務部、政策企画部、医療保健部、子ども・福祉部、県土整備部及び出納局に関すること。</p> <p>ロ 病院事業庁、人事委員会、監査委員、公安委員会、収用委員会及び四日市港管理組合との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 副知事野呂幸利の担任意務</p> <p>イ 地域連携・交通部、環境生活部、農林水産部、雇用経済部及び観光部に関すること。</p> <p>ロ 企業庁、教育委員会、選挙管理委員会、労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会との連絡調整に関すること。</p>	<p>(担任意務)</p> <p>第1条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 共管事務</p> <p>イ 重要政策及び重要事業に関する企画及び調整に関すること。</p> <p>ロ 人事、行財政改革及び予算編成に関すること。</p> <p>ハ イ及びロに定めるもののほか、知事が指定する事項に関すること。</p> <p>(2) 副知事廣田恵子の担任意務</p> <p>イ 政策企画部、地域連携・交通部、農林水産部、雇用経済部及び観光部に関すること。</p> <p>ロ 企業庁、教育委員会、選挙管理委員会、労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 副知事服部浩の担任意務</p> <p>イ 総務部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部、県土整備部及び出納局に関すること。</p> <p>ロ 病院事業庁、人事委員会、監査委員、公安委員会、収用委員会及び四日市港管理組合との連絡調整に関すること。</p>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

三重県訓令第4号

庁 中 一 般  
地 域 機 関

三重県法令審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県法令審査会規程の一部を改正する訓令

三重県法令審査会規程（昭和38年三重県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 委員長は総務部長の職にある者を、副委員長は次長兼法務・文書課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(審査の特例)</p> <p>第6条 審査会を招集することができないとき、又は委員長が審査会を招集する必要がないと認めるときは、委員長及び副委員長の審査をもって審査会の審査(次項において「特例の審査」という。)に代えることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>総務部財政課長</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 委員長は総務部長の職にある者を、副委員長は行政運営を担当する副部長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(審査の特例)</p> <p>第6条 審査会を招集することができないとき、又は委員長が審査会を招集する必要がないと認めるときは、委員長、副委員長及び委員1名以上の審査をもって審査会の審査(次項において「特例の審査」という。)に代えることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>総務部法務・文書課長 総務部財政課長</p>



政策企画部政策企画総務課長	政策企画部政策企画総務課長
地域連携・交通部地域連携・交通総務課長	地域連携・交通部地域連携・交通総務課長
防災対策部防災対策総務課長	防災対策部防災対策総務課長
医療保健部医療保健総務課長	医療保健部医療保健総務課長
子ども・福祉部子ども・福祉総務課長	子ども・福祉部子ども・福祉総務課長
環境生活部環境生活総務課長	環境生活部環境生活総務課長
農林水産部農林水産総務課長	農林水産部農林水産総務課長
雇用経済部雇用経済総務課長	雇用経済部雇用経済総務課長
観光部観光総務課長	観光部観光総務課長
県土整備部県土整備総務課長	県土整備部県土整備総務課長
教育委員会事務局教育総務課長	教育委員会事務局教育総務課長

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

三重県訓令第5号

庁 中 一 般  
地 域 機 関

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令

三重県公文書管理規程（令和2年三重県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第18条関係）		別表第2（第18条関係）	
その1		その1	
例示	発信者名	例示	発信者名
(略)	(略)	(略)	(略)
1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。）		1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。）	
2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。）	部（局）長 総務部デジタル推進局長	2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。）	部（局）長 総務部デジタル推進局長
3 個人又は団体の長宛てのもの	地域連携・交通部スポーツ推進局長	3 個人又は団体の長宛てのもの	地域連携・交通部スポーツ推進局長
4 部（局）長並びに総務部デジタル推進局長、地域連携・交通部南部地域振興局長、環境生活部環境共生局長及び県土整備部理事（以下「部（局）長等」という。）宛てのもの	地域連携・交通部南部地域振興局長 環境生活部環境共生局長 県土整備部理事	4 部（局）長並びに総務部デジタル推進局長、地域連携・交通部南部地域振興局長、環境生活部環境共生局長、 <u>医療保健部理事</u> 及び県土整備部理事（以下「部（局）長等」という。）宛てのもの	地域連携・交通部南部地域振興局長 環境生活部環境共生局長 <u>医療保健部理事</u> 県土整備部理事
5 本庁課の課長若しくはプロジェクトチームの担当課長又は地域機関の長宛てのもの		5 本庁課の課長若しくはプロジェクトチームの担当課長又は地域機関の長宛てのもの	
6 その他部（局）長等名によることを適当とするもの		6 その他部（局）長等名によることを適当とするもの	
その2（略）		その2（略）	

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

三重県訓令第6号

庁 中 一 般  
地 域 機 関

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和6年3月29日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和53年三重県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表（第2条、第3条関係）						別表（第2条、第3条関係）					
部	機関	職員	品目	数量	期間	部	機関	職員	品目	数量	期間
1（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	1（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
2 総務部	(1) 総務部	(1)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	2 総務部	(1) 総務部	(1)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)
		(5) 家屋評価調査の業務に従事する者	作業服（上下） 防寒服	1	2						
				1	5						
		(6)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)			(5)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)
(2)・(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
3・4 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
5 医療保健部	(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	5 医療保健部	(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)
		(5) 保健衛生分野の環境研究所	衛生分野の試験研究に従事する者 白衣 作業服（下） 又は 作業服（上） 作業服（下） 防寒服	2 1 1 1 1	1 1 1 1			(5) 保健衛生分野の環境研究所	衛生分野の試験研究に従事する者 白衣 作業服（下） 又は 作業服（上） 作業服（下）	2 1 1 1	1 1 1
				1	5						
		(6)・(7) (略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
6 子ども福祉部	(1) 児童相談所	(1) 児童指導業務に従事する者	トレーニングシャツ トレーニングパンツ	1 1	2 1	6 子ども福祉部	(1) 児童相談センター	(1) 児童指導業務に従事する者	トレーニングシャツ トレーニングパンツ	1 1	2 1
		(2) 判定担当職員	トレーニング	1	3			(2) 判定担当職員	トレーニング	1	3

			シャツ トレー ニング パンツ	1	3
	(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
7～10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)					

			シャツ トレー ニング パンツ	1	3
	(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
7～10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)					

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
 三重県総務部法務・文書課  
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---